

鏡石町地域防災計画

(資料編)

令和3年3月

鏡石町防災会議

目 次

1	鏡石町防災会議条例	1
2	鏡石町防災会議委員名簿	3
3	鏡石町防災会議運営規程	4
4	鏡石町地域防災計画等策定本部会議設置要綱	5
5	鏡石町地域防災計画等策定本部会議本部員名簿	7
6	鏡石町地域防災計画等計画策定プロジェクトチーム委員名簿	8
7	鏡石町災害対策本部条例	9
8	災害弔慰金の支給等に関する条例	10
9	鏡石町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	15
10	郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約	20
11	鏡石町無線通信施設の設置及び管理に関する条例	23
12	鏡石町消防団設置等に関する条例	24
13	鏡石町消防団組織規則	29
14	鏡石町防霜対策本部設置規程	32
15	災害応援協定一覧	33
16	消防相互応援協定書	35
18	福島県鏡石町・岡山県鏡野町・高知県香南市 防災応援協定	38
19	災害時における相互応援協定書	40
20	タクシー無線利用に関する協定書	42
22	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	47
23	災害時の情報交換に関する協定	50
24	災害時における応急対策業務に関する協定書	52
25	鏡石建設業協同組合員名簿	54
26	災害時における非常用電力の提供に関する協定書	55
27	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	57
28	災害時におけるLPGガス等の供給協力に関する協定書	59
29	災害に係る情報発信等に関する協定	61
34	防災会（自主防災組織）編成表	76
35	鏡石町のボランティア団体	77
36	火災発生時における通報・出動要領	78
37	消防施設整備計画	79
38	消防団の現況	80
39	ヘリポート一覧	81
40	町所有車両調	82
41	避難所一覧表	83
42	一時避難場所、広域避難場所一覧表	84
43	報道関係機関一覧	85
44	危険物施設別調査表	86
45	指定文化財一覧	87
46	特設公衆電話設置箇所	89
47	AED（自動体外式除細動器）設置公共施設一覧	90
48	食料調達先調	91
49	衣料及び日用品調達先調	92

50	町内医療機関調	93
51	輸送車輛調達先調	94
52	一般廃棄物処理業者	95
53	火葬場	95
54	宿泊施設等調	95
55	火災発生状況調	96
56	災害発生件数調（火災は除く）	98
57	各部課人員調	99
58	鏡石町指定給水装置工事事業者一覧(所在地：鏡石町、須賀川市、天栄村)	100
59	地震災害の記録	101
60	福島県災害救助法施行細則	106
61	被害の認定基準	115
62	災害報告様式	116
63	鏡石町地域防災計画修正の経緯	138

1 鏡石町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鏡石町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鏡石町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び須賀川地方広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号の委員の定数は、20人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 鏡石町防災会議委員名簿

	種別	所属機関	職名	氏名
	会長	鏡石町	町長	遠藤 栄作
1	1号 指定地方行政 機関の職員	国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所郡山出張所	所長	栗田 外美
2		農林水産省東北農政局	地方参事官	小笠原 毅輝
3	2号 福島県の知事 の部内の職員	福島県県中地方振興局	県民環境部長	大竹 伸明
4		福島県県中保健福祉事務所	所長	笹原 賢司
5		福島県須賀川土木事務所	所長	高久 敏明
6	3号 福島県警察の 警察官	須賀川警察署	署長	菅野 尊典
7	4号 町の職員	鏡石町	副町長	小貫 忠男
8			総務課長	小貫 秀明
9			都市建設課長	菊地 勝弘
10	5号 教育長	鏡石町教育委員会	教育長	渡部 修一
11	6号 消防団長、須 賀川地方広域 消防組合	鏡石町消防団	団長	稲田 幸吉
12		須賀川消防署鏡石分署	分署長	添田 和浩
13	7号 指定公共機関 又は指定公共 機関の職員	(株) 東日本電信電話ー福島	支店長	竹谷 金浩
14		東北電力(株) 須賀川営業所	所長	佐藤 祐司
15		鏡石郵便局	局長	並木 正二

3 鏡石町防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規程は鏡石町防災会議条例（昭和37年鏡石町条例第20号以下「条例」という第5条の規程に基づき鏡石町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の召集)

第2条 会議は会長が召集する。

(庶 務)

第3条 会議の庶務は鏡石町総務課において処理する。

附 則

この規程は、昭和51年1月25日から施行する。

4 鏡石町地域防災計画等策定本部会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鏡石町地域防災計画及び鏡石町水防計画（以下「計画」という。）策定及び見直しのため、鏡石町地域防災計画等策定本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部会議は本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副町長の職にあるものを充てる。
- 3 副本部長は、教育長の職にあるものを充てる。
- 4 本部員は、課長等の職にあるものを充てる。
- 5 本部会議委員は、計画の策定及び見直しが終了したときは、解任されるものとする。

(所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 計画案作成のための調査及び検討に関すること。
- (3) その他、計画策定に必要な事項。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部会議を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、会議の議長は本部長となる。

(計画策定プロジェクトチーム)

第6条 本部会議に付議すべき事案をあらかじめ調査検討するため、本部会議に計画策定プロジェクトチームを置く。

- 2 計画策定プロジェクトチームの委員は、職員のうちから各所属長の推薦に基づき、町長が任命する。
- 3 構成人員は20人以内とする。
- 4 その他計画策定プロジェクトチームに関することは、鏡石町プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（昭和58年鏡石町規定第1号）により運営する。

(庶務)

第7条 本部会議及び計画策定プロジェクトチームの庶務は、総務課総務グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部会議の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年1月15日から施行する。

5 鏡石町地域防災計画等策定本部会議本部員名簿

No.	本部職	職 名	氏 名
1	本部長	副 町 長	小 貫 忠 男
2	副本部長	教 育 長	渡 部 修 一
3	本部員	総 務 課 長	小 貫 秀 明
4	〃	税 務 町 民 課 長	長 谷 川 静 男
5	〃	福 祉 こ ど も 課 長	柳 沼 和 吉
6	〃	健 康 環 境 課 長	角 田 信 洋
7	〃	産 業 課 長	橋 本 喜 宏
8	〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	圓 谷 康 誠
9	〃	都 市 建 設 課 長	菊 地 勝 弘
10	〃	上 下 水 道 課 長	吉 田 竹 雄
11	〃	出 納 室 長	倉 田 知 典
12	〃	議 会 事 務 局 長	小 貫 正 信
13	〃	教 育 課 長	根 本 博

6 鏡石町地域防災計画等計画策定プロジェクトチーム委員名簿

No.	所属名	職名	氏名
1	総務課 まちづくり調整グループ	副主査	石井 秀樹
2	総務課 財政グループ	主査	角田 祐樹
3	税務町民課 税務・収納グループ	主任主査	館川 佳典
4	税務町民課 町民グループ	主任主査	渡辺 広美
5	福祉こども課 福祉グループ	主任主査	矢部 憲宗
6	福祉こども課 こどもグループ	主任主査	真壁 美江子
7	健康環境課 健康グループ	主任保健師	岩橋 ひとみ
8	健康環境課 環境グループ	主査	斎藤 則行
9	産業課 農政グループ	主任主査	常松 忠央
10	産業課 振興グループ	副主査	仲 沼 諒
11	都市建設課 都市グループ	主任主査	大内 秀人
12	都市建設課 事業グループ	主査	折笠 友基
13	上下水道課 上水道グループ	主任主査	藤田 欽一
14	上下水道課 下水道グループ	主任主査	保田 広隆
15	教育課 教育グループ	主査	井口 朋洋
16	教育課 生涯学習グループ	主査	塚原 健司
事務局	総務課 総務グループ	課長	小貫 秀明
		副課長	須賀 康弘
		主任主査	渡辺 光徳

主任：矢部憲宗 副主任：常松忠央

7 鏡石町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき鏡石町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

8 災害弔慰金の支給等に関する条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族は後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

-
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
 - 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
 - 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があったときは、当該住民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年）とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

-
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」とする。

- 2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項に規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

附 則（昭和56年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により、死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年9月16日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年9月18日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月13日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年5月6日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附 則（平成23年10月14日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成25年3月29日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第17号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

9 鏡石町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和53年鏡石町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障がい者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障がい者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(第1号様式)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（第2号様式）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第7条 条例第14条第1項に規定する資金の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（第3号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第11条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（第7号様式）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（第8号様式）を、当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - （1）借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（第 14 号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（第 15 号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 17 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるとき督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を町長に氏名等変更届（第 16 号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

第 1 条 この規則は、昭和 57 年 9 月 17 日から施行する。

第 2 条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「平成 23 年特別法」という。）第 2 条第 1 項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 131 号。以下「平成 23 年特別令」という。）第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 3 項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは「平成 30 年 3 月 31 日」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第 9 条の適用については、「保証人の連署した借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書」とする。

3 平成 23 年特別令第 14 条第 1 項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第 6 条第 2 項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成 21 年（平成 23 年の所得が平成 21 年の所得を下回る場合は平成 23 年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成 21 年の所得」とする。

附 則（平成 23 年 5 月 6 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（平成 25 年 1 月 17 日規則第 1 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 17 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日規則第 3 号）

（施行期日）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

様式（略）

10 郡山市と鏡石町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約

郡山市及び鏡石町は、こおりやま広域連携中枢都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、郡山市及び鏡石町が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 郡山市及び鏡石町は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組について、相互に役割分担をして連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第3条 郡山市及び鏡石町が相互に連携する取組、当該取組の内容及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の取組に基づき実施する具体的な事業については、郡山市及び鏡石町が協議して別に定める。

（費用分担）

第4条 前条第2項の事業を実施するために要する費用の分担については、郡山市及び鏡石町が協議して別に定める。

（協議）

第5条 郡山市長及び鏡石町長は、連携する取組について連絡調整、情報交換又は意見交換を行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協約の変更及び廃止）

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、郡山市及び鏡石町の協議によるものとする。この場合において、郡山市及び鏡石町は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本連携協約書2通を作成し、郡山市及び鏡石町が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年1月23日

郡山市
郡山市長 品川 萬里
鏡石町
鏡石町長 遠藤 栄作

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	鏡石町の役割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築	産学金官民一体となった経済戦略の策定等や、国の成長戦略実施のための体制整備等に取り組む。	鏡石町と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、産学金官民一体となった経済成長の推進体制の構築に取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新産業・新事業の創出、人材育成、産業イノベーションの実現等、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。	鏡石町と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、新規創業の促進及び地域産業の振興に取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地場製品の販路拡大、6次産業化の推進等、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	鏡石町と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光客の誘致、圏域全体の観光資源を活用したプロモーション等、戦略的な観光施策の推進に取り組む。	鏡石町と連携して、戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、戦略的な観光施策の推進に取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	鏡石町の役割
(1) 高度な医療サービスの提供	病院機能の充実・強化等、高度な医療サービスの提供に取り組む。	鏡石町と連携して、高度な医療サービスの提供に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な医療サービスの提供に取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の整備や広域的な交通体系の整備、空港の利用促進等、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。	鏡石町と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	高等教育・研究開発機関と連携し、人材の育成や産業の活性化等、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。	鏡石町と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、高等教育・研究開発の環境整備に取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取組	内容	郡山市の役割	鏡石町の役割
(1) 地域医療・福祉・子育ての充実	在宅医療・介護の連携促進、高齢者・障害者等への支援、子育て環境の充実等に取り組む。	鏡石町と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域医療・福祉・子育ての充実に取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	学校教育や生涯学習、文化・スポーツ活動の推進等、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	鏡石町と連携して、教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、教育・文化・スポーツの振興に取り組む。
(3) 広域的な土地利用の促進	圏域の特性を生かした都市空間の形成や土地利用のあり方に関する調整等、広域的な土地利用の促進に取り組む。	鏡石町と連携して、広域的な土地利用の促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、広域的な土地利用の促進に取り組む。
(4) 地域振興	地域を担う人材の育成やコミュニティの強化、にぎわいの創出等、地域振興に取り組む。	鏡石町と連携して、地域振興に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域振興に取り組む。
(5) 災害対策・住民の安全安心確保	災害発生時における相互応援の円滑化や広域連携による地域防災の向上、減災・防災体制の強化等、住民の暮らしの安全安心確保に向けた各種対策に取り組む。	鏡石町と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、災害対策・住民の安全安心の確保に取り組む。
(6) 環境対策の推進	気候変動への対応や、自然エネルギーの導入促進等、環境対策の推進に取り組む。	鏡石町と連携して、環境対策の推進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、環境対策の推進に取り組む。
(7) 地域公共交通の充実	公共交通の利用促進や生活交通の確保等、地域公共交通の充実に取り組む。	鏡石町と連携して、地域公共交通の充実に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域公共交通の充実に取り組む。
(8) ICTインフラの整備	ICTプラットフォームの構築やICTの効果的な利活用に取り組む。	鏡石町と連携して、ICTインフラの整備に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、ICTインフラの整備に取り組む。
(9) 道路等の社会インフラの整備・維持	広域的な交流や地域間の連携を支える道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。	鏡石町と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、道路等の社会インフラの整備・維持に取り組む。
(10) 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	食の安全を確保した消費の定着や、地場製品の販売促進等、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。	鏡石町と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消に取り組む。
(11) 圏域内外の住民との交流・移住促進	多様な交流の促進や移住・定住に向けた情報発信、受入体制の構築等、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。	鏡石町と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域内外の住民との交流・移住促進に取り組む。
(12) 圏域マネジメント能力の強化	人材の育成や多様なネットワークの構築等、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。	鏡石町と連携して、圏域マネジメント能力の強化に主体的に取り組む。	郡山市と連携して、圏域マネジメント能力の強化に取り組む。

11 鏡石町無線通信施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、鏡石町無線通信施設（以下「無線施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 非常緊急事態における連絡及び広報活動を円滑にし、情報化社会に適応した明るく住みよい町を建設するため、無線施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 無線施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
送信設備（親局）	鏡石町役場内
送信設備（遠隔制御局）	夢みなみ農業協同組合鏡石支店内
	須賀川消防署鏡石分署内
受信設備（子局）	鏡石町内で町長が必要と認めた場所

(管理)

第4条 無線施設は、鏡石町長（以下「管理者」という。）が管理する。

(業務)

第5条 無線施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 農業振興に関する事項の情報伝達
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (4) その他行政事項に関し、管理者が必要と認めた情報の連絡

(業務の区域)

第6条 無線施設の業務を行う区域は、鏡石町の全域とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月16日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

12 鏡石町消防団設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づき、鏡石町消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 鏡石町の消防事務を処理するため消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 消防団は鏡石町消防団と称し、管轄区域は、鏡石町の区域の全部とする。

(消防団員)

第4条 消防団に消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員（以下「消防団員」という。）をおく。

- 2 消防団員は、本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者でなければならない。
- 3 消防団員の種類は、基本団員と機能別団員とする。
- 4 基本団員は、機能別団員以外の消防団員とする。
- 5 機能別団員は、特定の消防団活動にのみ従事する消防団員とする。

(定員)

第5条 消防団員の定員は208名とする。

- 2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定数は、前項の消防団員の定員から機能別団員に係るもの20名を控除した数とする。

(退職)

第6条 消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ任命権者の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 消防団員であって次の各号の一に該当する場合においては、任命権者はこれを懲戒することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 職務の内外を問わず消防団員の体面を傷つける行為のあったとき。
- (3) その他職務規律に违背する行為のあったとき。

(懲戒の種類)

第8条 前条の懲戒は、次の区別により行う。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(懲戒権者)

第9条 前3条の規定による消防団員の退職又は懲戒は、町長の承認を得て消防団長が行い、消防団長については、町長がこれを行うものとする。

(服務規律)

第10条 消防団員は、消防団長の召集によって出動し、服務するものとする。

2 召集の命を受けないときであっても火災その他非常災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定された要領に従い直ちに出動して服務しなければならない。

第11条 消防団員が10日以上居住地を離れる場合は、消防団長にあっては町長に、消防団長以外の消防団員にあっては消防団長に届出なければならない。ただし、特別の事情がない限り消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 消防団員は火災警報発令中、その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒をしてはならない。

第13条 消防団員は、次の各号の事項を厳守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に火災の予防及び警火心の喚起に努め、事ある場合には身を挺してこれに当る心構えを持たなければならないこと。
- (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもと一致団結して事に当らなければならないこと。
- (3) 互に礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎まなければならないこと。
- (4) 職務に関し金品の贈与又は饗応を受け、又はこれを請求する等のことをしてはならないこと。
- (5) 職務上知り得たことの機密を漏らしてはならないこと。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならないこと。
- (7) 消防団又は消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならないこと。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほか使用してはならないこと。

(宣誓)

第14条 消防団員となった者は、その任命後別表第1による宣誓書に署名しなければならない。

(報酬)

第15条 基本団員には、別表第2に掲げる報酬を支給する。

2 前項の報酬は、秋季検閲日に支給する。

(費用弁償)

第16条 消防団員が職務のため出張した場合は、費用弁償として町職員に支給する旅費相当額を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和41年鏡石町条例第4号）の例による。ただし、日当については、第18条第2項本文は適用せず、福島県内の市町村の旅行については、同条第1項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1の額を支給する。

(出場手当)

第17条 消防団員が職務のため出動した場合は、別表第3に定める出場手当を支給する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

2 鏡石町消防団条例（昭和34年鏡石町条例第5号）は、廃止する。

附 則（昭和45年3月20日条例第4号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月25日条例第9号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月22日条例第10号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月18日条例第5号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年6月18日条例第22号）

この条例は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月23日条例第41号）

この条例は、昭和49年11月1日から施行する。

附 則（昭和 50 年 4 月 1 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 25 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 17 日条例第 3 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 12 月 22 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 3 月 30 日条例第 5 号）

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 22 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 56 年 3 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 3 月 24 日条例第 15 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 19 日条例第 14 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 28 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 12 月 22 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年 9 月 1 日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 2 年 12 月 18 日条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 6 月 1 日から適用する。

（報酬の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 3 年 12 月 1 日条例第 30 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の鏡石町消防団設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の鏡石町消防団設置等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成4年12月4日条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の鏡石町消防団設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の鏡石町消防団設置等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成6年9月30日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の鏡石町消防団設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の鏡石町消防団設置等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成8年6月20日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(報酬の内払)

- 2 改正後の鏡石町消防団設置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の鏡石町消防団設置等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬等は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成22年12月13日条例第24号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成30年9月18日条例24号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

別表（略）

13 鏡石町消防団組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、鏡石町消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 鏡石町消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び9分団とし、団員の配置、分団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(運営)

第3条 消防団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し町長に対しその責を負うものとする。

2 副団長は消防団長を補佐し、消防団長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 消防団長及び副団長とともに事故があるときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、分団長又は副分団長がその職務を代理する。

4 消防団員は、次に掲げる区分に応じ、その任務に従事するものとする。

(1)基本団員は、上司の命を受け、所属の消防団活動に従事する。

(2)機能別団員は、町長が別に定める特定の消防団活動に従事する。

5 消防団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長等の職にあるものの任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(階級)

第4条 基本団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団長の職にある者の階級は、団長とする。

3 団長の階級にある者以外の基本団員の階級は副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(水火災その他の災害出場)

第5条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第6条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。

(2) 病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。

(3) 消防団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させないこと。

(4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合の外は、走行中に追越さないこと。

第7条 消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第8条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること（消防団長は、水防管理者の下に行動すること）。
- (2) 消防作業は真摯に行うこと。
- (3) 放水口数は最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度にとどめる。
- (4) 分団は、相互に連絡協調すること。

(現場保存)

第10条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、町長に報告するとともに警察職員又は検屍員が到着するまでその現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第11条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに町長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取扱うとともに公表は差控えること。

(文書簿冊)

第12条 消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 災害出動（訓練）日誌
- (4) 設備資材の整備及び点検台帳
- (5) 区域内全図及び地利水利要覧
- (6) 消防計画
- (7) 報酬及び費用弁償支払簿
- (8) 給与品、貸与品台帳
- (9) 消防法規例規綴
- (10) その他必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める準則（昭和27年国家公安委員会告示第15号）に従い定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 町長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の場合において、消防団員については消防団長が表彰を行うことができる。

(表彰の種類)

第15条 前条の表彰は、次の2種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

2 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

(感謝状の授与)

第16条 町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1) 水火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水火災現場における人命救助

(4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ及び救助に関し消防団に対してなした協力

(服制)

第17条 消防団員の服制については、消防庁の定める準則（昭和37年消防庁告示第4号）による。

附 則

1 この規則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 鏡石町消防団規則（昭和24年鏡石町規則第1号）は、廃止する。

附 則（昭和50年4月1日規則第5号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年1月30日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月25日規則第23号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日規則第20号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

別表（略）

14 鏡石町防霜対策本部設置規程

(目 的)

第1条 町は、関係諸機関及び団体と連絡調整を密にして、農作物の凍霜害を未然に防止し、農家経営の安定を図るため、この規程の定めるところにより、鏡石町防霜対策本部（以下「防霜本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 防霜本部は、毎年4月5日から5月31日までの期間設置する。

(任 務)

第3条 防霜本部は、霜害の防止のため必要な対策を樹立し、当該対策の実施にあたるものとする。

(職 制)

第4条 防霜本部に本部長1人、副本部長1人及び部員若干名を置く。

2 本部長には町長をあて、副本部長にはすかがわ岩瀬農業協同組合鏡石支店長の職にある者をもってあてる。

3 部員には、産業課、農業委員会事務局及び夢みなみ農業協同組合鏡石支店営農生活課職員をもってあて、産業課長を総括責任者とし、副総括責任者を夢みなみ農業協同組合鏡石支店営農生活課長及び産業課農政グループ副課長とする。

(関係機関・団体の協力)

第5条 本部長は、第3条に規定する任務を達成するため、須賀川農業普及所及びその関係機関・団体に対し、必要な協力を求めるものとする。

(庶 務)

第6条 防霜本部の庶務は、産業課が処理する。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、防霜本部の運営その他防霜対策の実施に関して、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

15 災害応援協定一覧

No.	協定名称	協定先	協定年月日
1	消防相互応援協定	須賀川市、岩瀬村、長沼町 天栄村、大東村	S41. 10. 1
2	消防相互応援協定	玉川村	S43. 8. 12
3	消防相互応援協定	矢吹町	S44. 10. 1
4	タクシー無線利用に関する協定	鏡石タクシー（株）	S54. 2. 1
5	福島県鏡石町・岡山県鏡野町・高知県香南市 防災応援協定	岡山県鏡野町、高知県香南市	H19. 3. 1
6	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンスーパーセンター（株） 鏡石店	H19. 3. 30
7	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 須賀川医師会	H19. 3. 30
8	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	H23. 2. 17
9	災害時における応急対策業務に関する協定	鏡石建設業協同組合	H24. 3. 29
10	災害時における非常用電力の提供に関する協定	(株) スギヤス	H25. 3. 4
11	災害時における相互応援協定	群馬県大泉町	H25. 7. 30
12	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話（株）福島支店	H25. 9. 27
13	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	福島県LPガス協会須賀川支部	H25. 11. 11
14	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー（株）	H26. 1. 24
15	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	社会福祉法人 岩瀬福祉会 (特別養護老人ホーム 鏡石ホーム)	H27. 3. 30

16	災害時における相互応援に関する細則	北海道長万部町、厚岸町 宮城県多賀城市 山形県長井市 福島県会津美里町 新潟県新発田市 茨城県潮来市 千葉県佐倉市、香取市 山梨県南アルプス市 静岡県伊豆の国市 滋賀県野洲市	H28. 6. 4
17	災害時の医療救護活動等に関する協定書	須賀川薬剤師会	H28. 8. 26
18	災害時の医療救護活動等に関する協定書	須賀川歯科医師会	H28. 8. 26
19	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定	日本郵便（株）須賀川郵便局、鏡石郵便局	H29. 2. 1
20	災害時における段ボール製品の支援協力に関する協定	東北旭紙業（株）	H29. 8. 17
21	災害時の協力に関する協定	東北電力ネットワーク（株） 須賀川電力センター	R2. 8. 3

16 消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条及び第24条第2項の規定に基づき、須賀川市、岩瀬郡岩瀬村、長沼町、天栄村、鏡石町及び石川郡大東村の消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(災害防御の応援)

第2条 水、火災その他非常事態発生等（以下「水火災等」という。）の防御のための応援は、次の方法により相互に応援隊を派遣するものとする。

(1) 応援の要請があったとき。

(2) 消防機関が水火災等の発生を覚知し、防御応援の必要があると認めたとき。

2 応援隊数は、受援側の要請及びその他の状況に応じて、応援側の市町村長又は消防長の判断による。

(応援隊の指揮)

第3条 応援隊の指揮は、受援地の消防長及び、その職務の委任を受けた消防署長又は、消防団長が応援隊の長に対して行う。

(費用)

第4条 応援隊に要した費用は、次の方法により処理するものとする。

(1) 応援に際し発生した事故等による隊員の身体、機械器具、又は第三者に果たした身体、建物施設等の補償については、応援側の負担とする。ただし、受援側の指揮下において第三者に果たした損害補償については、受援側の負担とする。

(2) 応援隊の出動に対する手当及び、被服等の損料は、応援側の負担とする。

(3) 応援隊に対する食料及び、機械燃料等の補給又は、前各号以外の費用等について必要な事項は、その都度関係市町村長が協議の上決定する。

(協定期間)

第5条 この協定期間は、消防相互協定の必要がなくなるまでの期間とする。

昭和41年10月1日

須賀川市長	鈴木貞夫
岩瀬郡岩瀬村長	吉田清通
岩瀬郡長沼町長	安田垣夫
岩瀬郡天栄村長	北畠雄太郎
岩瀬郡鏡石町長	大河原正吉
石川郡大東村長	関根喜平

17 災害時における相互応援に関する細則

(目的)

第1条 全国市町村あやめサミット連絡協議会会則第5条第6号に掲げる「災害時における相互応援に関すること」について、その詳細な内容及び実施手順について定めることを目的とする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害復旧活動における職員の派遣及び後方支援
- (2) 被害状況の把握や救助等の応急活動における職員の派遣及び後方支援
- (3) 備蓄物資及び資機材、車両等の提供及びあっせん
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

(被災情報等の聴取及び伝達)

第3条 全国市町村あやめサミット連絡協議会事務局（以下、「事務局」という。）は、加盟自治体に大規模災害が発生したと想定された場合、当該被災自治体より、その被災状況及び希望する応援の内容並びに規模について様式「災害時相互応援連絡表」に基づき聴取するものとする。

- 2 事務局は、前項で聴取した情報等について整理、集約し、他の加盟自治体に対して伝達するものとする。
- 3 前2項に規定する活動の継続期間や頻度については、被害状況等を勘案し、会長が判断するものとする。
- 4 会長は、自らの自治体が被災した場合、被災自治体となっていない副会長あるいは監事に、前3項に規定する活動を委任することができるものとする。

(応援の実施及び経費の負担)

第4条 前条により、被災状況等について伝達を受けた自治体は、自らの判断に基づき、自主的に応援を行うものとする。

- 2 応援に係る経費の負担は、法令等に定めがあるものを除き、原則、応援を行う自治体が負担するものとする。
- 3 前項の規定によりがたいときは、応援を行う自治体と応援を受けた自治体が協議して決定するものとする。

(他に締結された協定等との関係)

第5条 この細則は、各自治体が既に締結している協定等を妨げるものではない。

(その他)

第6条 この細則に定めのない事項及びその実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

附則

この細則は、平成 28 年 6 月 4 日から施行する。

18 福島県鏡石町・岡山県鏡野町・高知県香南市 防災応援協定

福島県鏡石町・岡山県鏡野町・高知県香南市（以下「関係市町」という。）は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互応援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市町のいずれかの地域において、災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、または発生する恐れがあると認めるときは、関係市町が相互応援活動を行うことで、応急対策および復旧対策が円滑に遂行されることを目的とする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類および内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水、生活必需品の提供およびその提供に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号の掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請しようとする市町（以下「被災市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし電話等により要請する。なお、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量又は容量
- (3) 必要とする職員の職種と人数及び期間
- (4) 応援場所と経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に希望する事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、誠意をもってこれを実施するものとする。

（自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模災害時において、通信手段の途絶により、被災市町からの応援要請がないときにおいても、応援市町は、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動

を実施するものとする。

- 2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり援助が必要と判断される場合は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合においては、第3条に規定する要請がなされたものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は、応援市町が負担するものとし、他の経費は被災市町の負担を原則とする。ただし、特別な事情が生じたときは、関係市町で別途協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第3条に掲げる要請に対して従事した者が、その業務により、死亡もしくは負傷し、また疾病にかかった場合における災害補償は、被災市町が負担するものとする。

(連絡責任者及び情報交換)

第8条 この協定が円滑にできるよう関係市町は、防災担当課長を連絡責任者とするとともに、地域防災計画、備蓄物資の品目及び数量その他必要な情報を年1回交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項、またはこの協定に定めない事項については、関係市町が協議して定めるものとする。

- 2 この協定の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年3月1日

高知県香南市長	仙頭義寛
岡山県鏡野町長	山崎親男
福島県鏡石町長	木賊政雄

19 災害時における相互応援協定書

群馬県大泉町及び福島県鏡石町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害が発生した場合において、被災した町のみでは十分な応急措置ができない場合に、協定町間で相互応援協力をを行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資及び資材の供給
- (2) 応急対策及び復旧に要する職員の派遣
- (3) 避難所における避難住民の受入れ及び救援
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する町（以下「要請町」という。）は、応援の要請をすることが必要であると認めるときは、災害の状況、要請理由その他必要な事項を示さなければならない。

2 応援の要請を行うときは、電話その他の通信手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された町（以下「応援町」という。）は、可能な限り要請に応じ、応援活動に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費のうち、提供できる物資等は、応援町が負担するものとし、他の経費は要請町の負担を原則とする。ただし、特別な事情が生じたときは、協定町で別途協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第5条 この協定に基づき行う応援活動に従事した職員の損害補償等については、原則として、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中又は要請町との往復途中において、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援町がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に要請町の区域において第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請町との往復途中に生じたものを除き、要請町がその責任により対処するものとする。

(緊急応援)

第6条 応援町は、要請町が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、要請町の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定町は、必要な情報等を相互に提供することにより応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年7月30日

群馬県邑楽郡大泉町日の出55番1号
大泉町
大泉町長 村山俊明

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
鏡石町
鏡石町長 遠藤栄作

20 タクシー無線利用に関する協定書

第1 鏡石町地域防災計画第3章第6節第4によるところのタクシー無線を利用する場合はこの協定の定めるところによる。

第2 鏡石町がタクシーの無線を利用する場合は、鏡石タクシー株式会社社長に次の事項を申し出て、承認を受けるものとする。

1. タクシー無線を必要とする理由
2. タクシー無線を必要とするおおよその期間

第3 鏡石タクシー株式会社社長は当該申込みの内容が正当であると認めるときは、この申込みを承認するものとする。

第4 前各号に定めるもののほか、必要なる事項はその都度協議して定めるものとする。

この協定は昭和54年2月1日から施行する。

昭和54年2月1日

福島県岩瀬郡鏡石町長

滝田良嗣

鏡石町大字笠石字北原13

鏡石タクシー株式会社

代表取締役

遠藤英雄

21 災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と鏡石郵便局及び須賀川郵便局（以下「乙」という。）は、鏡石町内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、鏡石町内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、鏡石町内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全・安心を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、鏡石町内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。

（活動地域）

第2条 この協定による活動の対象地域は鏡石町内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

2 この協定による対象道路は、鏡石町全域の町道及び生活道とする。

（災害時の協力事項）

第3条 甲及び乙は、鏡石町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害時の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

- 2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、鏡石町内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報（以下「通報」という。）するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、鏡石町内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差損傷、倒木、水道の漏水等
- (2) 不法投棄

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第6条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(救援荷物及び通信手段に係る要請)

第8条 乙は、鏡石町内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、災害発生時には鏡石町（災害対策本部）総務課長、高齢者等見守り活動については、鏡石町福祉こども課長、道路損傷箇所発見時には、鏡石町都市建設課長、水道の漏水等発見時は、鏡石町上下水道課長、不法投棄及び動物の死体発見時には、鏡石町健康環境課長、乙においては須賀川郵便局長とする。

2 本協定を円滑に遂行するため、毎年度初め及び担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

(協定の効力及び更新)

第12条 この協定の有効期限は、締結日から2017年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345

鏡石町長

遠藤 栄作

乙 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 3 3 1
日本郵便株式会社
鏡石郵便局長 並 木 正 二

福島県須賀川市上北町 1 番地の 1 1
日本郵便株式会社
須賀川郵便局長 谷 村 仁

22 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という）と、イオンスーパーセンター株式会社（以下「乙」という）とは、災害発生時における防災活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- （1）甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請すること。
- （2）乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター鏡石店の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として文書によるものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、すみやかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター鏡石店と
で共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては鏡石町総務課長、乙においてはイオンスーパーセンター株式会社イオンスーパーセンター鏡石店店長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間とする。但し、有効期間満了日の一ヶ月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。但し、乙が第1条(2)で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

平成19年3月30日

甲 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
鏡石町長 木 賊 政 雄

乙 岩手県盛岡市菜園1丁目11番5
イオンスーパーセンター株式会社
代表取締役 岡 崎 双 一

災害時に供給を要請する物資の主なもの

<p>1. 食料品</p> <p>米 パン カップ麺 乾麺 切り餅 バター 調整粉乳 缶詰 インスタントカレー 野菜 ペットボトル飲料 水</p>	<p>3. その他雑貨類等</p> <p>卓上ガラステーブル ガスボンベ 固形燃料(炭) 保温用シート(多層構造) ブルーシート 懐中電灯(予備乾電池含む) ゴミ袋</p>
<p>2. 日用品</p> <p>タオル ティッシュ ハブラシ トイレットペーパー 下着類 生理用品 紙オムツ ローソク マッチ その他</p>	<p>4. 資料等</p> <p>スコップ ノコギリ バール ビニールロープ その他</p>

23 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、鏡石町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 鏡石町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 鏡石町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協 議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成23年 2月17日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
鏡石町長 遠藤 栄作

24 災害時における応急対策業務に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と鏡石建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共施設における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告。

（2）障害物の除去及び応急復旧。

（3）その他甲が必要とする業務。

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する担当課長の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主判断により実施できるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を担当課長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、（2）及び（3）について

は甲が負担するものとし、（１）について甲は負担しないものとする。

（災害補償）

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、業務に従事した者の使用者の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第 9 条 応急対策業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 2 4 年 3 月 2 9 日

甲 岩瀬郡鏡石町不時沼 3 4 5
鏡石町長 遠 藤 栄 作

乙 岩瀬郡鏡石町中央 2 4 5
鏡石建設業協同組合
理事長 安 藤 利 吉

25 鏡石建設業協同組合員名簿

(令和3年3月11日現在)

事業所名	所在地	電話番号	業種
(株)やなぎ建設	岡ノ内 323 番地	62-2507	土木
(有)鈴木工業	池ノ原 139 番地	62-2268	土木
(有)小室建設	中央 80 番地	62-2526	建築
(有)村上工業所	旭町 263 番地	62-2046	左官
渡辺鉄工所	豊郷 318 番地	62-3532	鉄工
(株)斉藤組	岡ノ内 217 番地	62-2548	左官
(有)廣創建設工業	岡ノ内 503 番地	62-3250	建築
弘陽建設(株)	中央 211 番地	62-2010	土木
(有)安藤建設工業	旭町 289 番地	62-2516	土木
を組(株)	岡ノ内 152 番地	62-2100	とび
(株)渡辺建設 鏡石支店	中町 25 番地	62-4641	建築
(有)成田	北町 369 番地	62-2882	土木
(有)ナカヌマ	仁井田 233 番地	62-3328	土木
(株)東北デバイス工業	東町 437 番地	62-2741	土木
高田工業(株) 須賀川支店	鏡沼 308 番地	92-3910	建築
有限会社 大河原設備	小栗山 428	62-6443	土木

26 災害時における非常用電力の提供に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と（株）スギヤス（以下「乙」という。）は災害に伴う停電時における太陽光発電（新エネルギー）による電力（以下「非常用電力」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の所有管理する施設の地域で、災害に伴う停電が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が甲に協力して、乙の所有管理する施設を地域の住民、救助活動に従事する者（以下「地域住民等」という。）等に対して、非常用電力を提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（性格）

第2条 前条における乙が行う協力は、乙の社会貢献及びボランティア精神に基づく活動とする。

（対象施設）

第3条 乙は、別紙にて掲げる施設（以下「対象施設」という。）を非常用電力（パワコン100kw相当）の対象施設とする。

（変更の報告）

第4条 乙は、対象施設の移設・廃止・改造等により、前条の内容に変更が生じる場合又は非常用電力の提供が困難となる場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

（非常用電力の提供）

第5条 災害時による大規模停電が発生したときは、乙は、乙が所有する非常用電力を自立運転に切り替え、その発電電力を自ら利用するとともに、その余剰電力について、甲または甲の要請による地域住民等に対して、無償で提供するものとする。

2 ただし、乙が対象施設の電気設備の状態等により、安全の確保や非常用電力の提供が困難と判断した場合は、使用を中止することができるものとする。

3 乙は、概ね午前10時から午後3時までの間で、自立発電による発電量に応じて非常用電力提供を行う。

（対象施設の管理）

第6条 乙は、非常用電力の提供を行う場合は、対象施設の構内において、乙の管理者が責任を持って立ち合った上で、この構内のみで使用することとし、使用前の安全確認及び地域住民等に対する取扱方法の掲示など、日常的な維持管理は乙が行う。

(非常用電力の啓発)

第7条 甲は、非常用電力による災害時の有効性等を啓発するとともに、ホームページ等で情報提供するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、太陽光発電開始日の平成25年4月1日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限りその効力を有する。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義等の生じた事項については、必要に応じ、甲・乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成25年3月4日

甲 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345
鏡石町長 遠藤栄作

乙 愛知県高浜市本郷町4-3-21
株式会社スギヤス 杉浦安俊

27 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

鏡石町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議の上、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏えいしてはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年9月27日

甲 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345
鏡石町長 遠藤栄作

乙 福島県福島市山下町5番10号
東日本電信電話株式会社
福島支店長 志村光昭

28 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

福島県岩瀬郡鏡石町（以下「甲」という。）と福島県LPガス協会須賀川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるLPガス、炊飯用具、給湯器具、暖房器具、発電機等（以下「LPガス等」という。）の供給または設置（以下「供給」という。）及び二次災害等の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が災害対策本部を設置した時、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、乙によるLPガス等の供給を優先的に受けることにより、町民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時における避難所の開設に伴い、LPガス等の供給が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した別記「LPガス等供給要請書」により乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話等で要請し、その後、別記「LPガス等供給要請書」を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに、甲にLPガス等の供給を行うものとする。

（協力の内容）

第4条 LPガス等は、原則として甲が指定する場所（以下「供給場所」という。）に供給するものとする。

- 2 LPガス等の供給の際は、供給場所において甲の職員または甲の指定する者が供給の確認を行い受領するものとする。
- 3 乙は、早急な供給に協力できるよう、あらかじめ供給業者を定め、甲に報告するものとし、当該供給業者に変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。
- 4 甲は、乙が供給場所にLPガス等を運搬する車両及び二次災害等を防止するための保安点検車両を災害派遣等従事車両または緊急車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 5 前項の規定は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がLPガス等の供給に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、甲が負担するLPガス等の供給の経費については、災害の発生した直前のLPガス等の供給価格を基準に甲乙協議のうえ定めるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第6条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当部署を定め、災害時に速やかに相互に連絡するとともに、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、締結の日より効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しないかぎり、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は、それぞれ記名押印し各自1通を保有するものとする。

平成25年11月11日

甲 住所 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
名称 福島県岩瀬郡鏡石町
代表者 町長 遠藤栄作

乙 住所 福島県須賀川市卸町2番地
名称 福島県LPガス協会須賀川支部
代表者 支部長 吉田一興

29 災害に係る情報発信等に関する協定

福島県鏡石町（以下「鏡石町」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、鏡石町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鏡石町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鏡石町の行政機能の低下を軽減させるため、鏡石町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、鏡石町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、鏡石町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鏡石町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 鏡石町が、町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 鏡石町が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 鏡石町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 鏡石町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて鏡石町が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 鏡石町が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 鏡石町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鏡石町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく鏡石町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、鏡石町から提供を受ける情報について、鏡石町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鏡石町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両方で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鏡石町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鏡石町とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2014年1月24日

鏡石町：福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345

鏡石町長 遠藤栄作

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂学

30 災害時の医療救護活動に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と社団法人須賀川医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動（以下「災害時医療救護活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、鏡石町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、円滑に災害時医療救護活動ができるよう医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する災害時医療救護活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前項の災害時医療救護活動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 災害時における指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、第1項の規定により提出した災害時医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護活動計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護班派遣要請書（第1号様式）により、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。
この場合において、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を甲の指定する避難所、災害現場等の救護所（以下「救護所」という。）に派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護班に対する指揮は、乙の長が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班は、甲が設置する救護所において、次の業務を行うものとする。

- (1) 傷病者の重症度と緊急度の判別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 傷病者の後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定

-
- (4) 被災者の死亡の確認
 - (5) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所で行う災害時医療救護活動に関する医療費は、無料とする。

- 2 収容医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(医療救護活動の報告)

第10条 乙が第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに医療救護班ごとの医療救護活動報告書（第2号様式）及び医薬品等使用報告書（第3号様式）をとりまとめて甲に報告するものとする。

- 2 救護所が設置された医療機関における施設、設備の損傷については物件損傷等報告書（第4号様式）により甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が災害時医療救護活動を実施した場合に要した次に掲げる経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡したときの扶助金
- (4) 救護所が設置された医療機関における施設又は設備の損傷にかかる修繕費等

- 2 前項に定める費用弁償の額は、別表に定める額とする。

(事故報告書)

第12条 乙は、第3条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第5号様式）及び事故傷病者概要書（第6号様式）により、速やかに甲に報告する。

(費用弁償等の請求)

第13条 乙は、第11条第1項に規定する医療救護活動の実施に要した経費及び医療救護班が携行した医薬品等に関する費用の請求をする場合には、費用弁償請求書(第7号様式)により甲に提出するものとする。

2 第11条第1項第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給請求書(第8号様式)により、乙を通じて甲に請求するものとする。

3 第11条第1項第4号に規定する救護所が設置された医療機関における施設又は設備の損傷にかかる費用については、当該医療機関が物件損傷等実費請求書(第9号様式)により、乙を通じて甲に請求するものとする。

(費用弁償等の支払)

第14条 甲は、前条第1項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかにこれを乙に支払うものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかにこれを請求者に支払うものとする。

(訓練に係る費用弁償)

第15条 甲が実施する訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償については、第11条を適用する。

(医療紛争の処理)

第16条 医療救護班が搬送した患者の診療について、この患者を診療した医療機関との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲、乙協議のうえ、医事紛争の解決のため、適切に当事者間の仲介を行うものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、1年間この協定は延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年3月30日

甲 岩瀬郡鏡石町不時沼345番地
鏡石町長 木 賊 政 雄

乙 福島県須賀川市大町103番地
社団法人 須賀川医師会
会 長 春 日 明

別表（略）

31 災害時の医療救護活動等に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と須賀川歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動等（以下「災害時医療救護活動等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鏡石町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、災害時医療救護活動等の円滑な実施を図るため、災害時医療救護活動計画を策定し、甲に提出する。

2 前項の災害時医療救護活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護組織の編成
- (2) 歯科医療救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、災害時医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護活動計画を甲に提出する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、歯科医療救護班派遣要請書（第1号様式）により、乙に歯科医療救護班の派遣を要請する。

併せて、状況に応じた医療救護以外の必要な要請を行う。

2 甲は、前項の派遣要請内容を変更する必要があるときは、歯科医療救護班派遣変更要請書（第2号様式）により、乙に歯科医療救護班の派遣変更を要請する。

3 甲は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、電話その他の迅速な方法で派遣若しくは派遣変更要請の意思を伝達し、歯科医療救護班派遣要請書及び歯科医療救護班派遣変更要請書の提出はその後の処理とすることができる。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動等に係る連絡調整は、乙の長が行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班は、甲が指定する避難所、災害現場等の救護所において、一般社団法人須賀川医師会、須賀川薬剤師会など医療関係団体と連携して医療救護活動等を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 歯科医療を要する傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定

-
- (3) 避難者の歯科健診及び歯科指導
 - (4) その他状況に応じた必要な措置

(医薬品の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

(医療費)

第7条 救護所等で行う災害時医療救護活動等に関する医療費は、無料とする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(医療救護活動等の報告)

第9条 乙は、医療救護活動等終了後速やかに、歯科医療救護班ごとの医療救護活動等報告書（第3号様式）及び医薬品等使用報告書（第4号様式）をとりまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告書)

第10条 乙は、第3条に基づく医療救護活動等において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書（第5号様式）及び事故（傷病者・死亡者）概要書（第6号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要した次の各号に係る費用等は甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 歯科医療救護班員が、医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助金

2 前項に定める費用弁償等の額については、別表のとおりとする。

(費用弁償等の請求)

第12条 乙は、第11条第1項第1号及び第2号に定める費用弁償の請求をする場合には、費用弁償請求書（第7号様式）を甲に提出する。

2 第11条第1項第3号に定める扶助金については、支給を受けようとするものが扶助金支給請求書（第8号様式）により、乙を通じて甲に請求する。

(費用弁償等の支払)

第13条 甲は、前条第1項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払う。

2 甲は、前条第2項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに請求者に支払う。

(訓練に係る費用弁償等)

第 14 条 前 2 条の規定は、第 11 条第 1 項第 1 号を除き、第 8 条の規定により、甲が実施する訓練に乙が参加協力した場合において準用する。

(協議)

第 15 条 この協定の定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときには、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 26 日

甲 鏡石町不時沼 3 4 5 番地
鏡石町
鏡石町長 遠藤 栄作

乙 須賀川市東町 5 3 番地 3
須賀川歯科医師会
会 長 田代 直也

別表 (略)

32 災害時の医療救護活動等に関する協定書

鏡石町（以下「甲」という。）と須賀川薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動等（以下「災害時医療救護活動等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鏡石町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護活動計画）

第2条 乙は、災害時医療救護活動等の円滑な実施を図るため、災害時医療救護活動計画を策定し、甲に提出する。

2 前項の災害時医療救護活動計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 薬剤師救護組織の編成
- (2) 薬剤師救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、災害時医療救護活動計画を変更したときは、速やかに変更後の災害時医療救護活動計画を甲に提出する。

（薬剤師救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、薬剤師救護班派遣要請書（第1号様式）により、乙に薬剤師救護班の派遣を要請する。

併せて、状況に応じた医療救護以外の必要な要請を行う。

2 甲は、前項の派遣要請内容を変更する必要があるときは、薬剤師救護班派遣変更要請書（第2号様式）により、乙に薬剤師救護班の派遣変更を要請する。

3 甲は、前2項の規定に係わらず、緊急を要するときは、電話その他の迅速な方法で派遣若しくは派遣変更要請の意思を伝達し、薬剤師救護班派遣要請書及び薬剤師救護班派遣変更要請書の提出はその後の処理とすることができる。

（薬剤師救護班に対する指揮）

第4条 薬剤師救護班に対する指揮命令及び医療救護活動等に係る連絡調整は、乙の長が行う。

（薬剤師救護班の業務）

第5条 薬剤師救護班は、甲が指定する避難所、災害現場等の救護所において、一般社団法人須賀川医師会、須賀川歯科医師会など医療関係団体と連携して医療救護活動等を行うことを原則とする。

2 薬剤師救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤・薬剤交付・服用指導
- (2) 医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給等、医療救護活動等が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第7条 救護所等で行う災害時医療救護活動等に関する調剤費は、無料とする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(医療救護活動等の報告)

第9条 乙は、医療救護活動等終了後速やかに、薬剤師救護班ごとの医療救護活動等報告書(第3号様式)及び医薬品等使用報告書(第4号様式)をとりまとめ、甲に報告するものとする。

(事故報告書)

第10条 乙は、第3条に基づく医療救護活動等において、薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書(第5号様式)及び事故(傷病者・死亡者)概要書(第6号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要した次の各号に係る費用等は甲が負担する。

- (1) 薬剤師救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 薬剤師救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- (3) 薬剤師救護班員が、医療救護活動等において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときの扶助金

2 前項の定める費用弁償等の額については、別表のとおりとする。

(費用弁償等の請求)

第12条 乙は、第11条第1項第1号及び第2号に定める費用弁償の請求をする場合には、費用弁償請求書(第7号様式)を甲に提出する。

2 第11条第1項第3号に定める扶助金については、支給を受けようとするものが扶助金支給請求書(第8号様式)により、乙を通じて甲に請求する。

(費用弁償等の支払)

第13条 甲は、前条第1項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に支払う。

2 甲は、前条第2項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに請求者に支払う。

(訓練に係る費用弁償等)

第14条 前2条の規定は、第11条第1項第1号を除き、第8条の規定により、甲が実施する訓練に乙が参加協力した場合において準用する。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときには、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 26 日

甲 鏡石町不時沼 3 4 5 番地
鏡石町
鏡石町長 遠藤 栄作

乙 須賀川市前川 5 0 番地 1
須賀川薬剤師会
会 長 細井 正彦

別表 (略)

33 災害時における段ボール製品の支援協力に関する協定

鏡石町（以下「甲」という。）と東北旭紙業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鏡石町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等に必要段ボール製品の支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、物資を必要とするときは、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請することができる。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに救援物資供給要請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 物資の種類は次に掲げるものとし、乙は甲に対し、乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- （1）段ボール製シート
- （2）段ボール製間仕切り
- （3）段ボール製簡易ベッド
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を運搬し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、運搬終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が第1項の規定による物資を運搬する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合は、乙は業務に支障をきたさない範囲で協力するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれ置くものとする。

2 連絡責任者は、甲においては鏡石町総務課長、乙においては東北旭紙業株式会社総務次長とする。

3 甲及び乙は、連絡先等に変更が生じたときは、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から、この協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙は、それぞれ記名押印し各自1通を保有するものとする。

平成29年8月17日

甲 住 所 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼345番地

名 称 福島県岩瀬郡鏡石町

代表者 町 長 遠 藤 栄 作

乙 住 所 福島県鏡石町南町389番地

名 称 東北旭紙業株式会社

代表者 代表取締役社長 小 林 裕 明

34 防災会（自主防災組織）編成表

久来石区防災会	久来石区長	班
笠石区防災会	笠石区長	班
鏡石一区防災会	鏡石一区長	班
鏡石二区防災会	鏡石二区長	班
鏡石三区防災会	鏡石三区長	班
鏡石四区防災会	鏡石四区長	班
鏡田区防災会	鏡田区長	班
高久田区防災会	高久田区長	班
仁井田区防災会	仁井田区長	班
成田区防災会	成田区長	班
豊郷区防災会	豊郷区長	班
旭町区防災会	旭町区長	班
さかい区防災会	さかい区長	班

35 鏡石町のボランティア団体

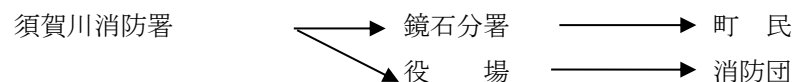
鏡石町のボランティア団体

団 体 名	活 動 内 容
鏡石町赤十字奉仕団	施設奉仕ボランティア
給食サービスボランティア	町内一人暮らし高齢者への弁当配達
声の広報ボランティア	目の不自由な方への町広報紙の録音テープ配達
花みずき	生きがいデイサービスの昼食づくり
読み聞かせボランティア	幼児から大人までを対象とした本の読み聞かせ
ひまわり	手話サークル
鏡石環境を考える会	環境美化活動
鏡石町老人クラブ連合会	孫見守り隊
EMエコ鏡石	EM活用による地域の健康づくりと環境浄化活動
牧場の朝友の会	文部省唱歌「牧場の朝」の保存・継承・啓蒙活動
鏡石町食生活改善推進委員会（ヘルスマイト）	食生活改善、健康促進の普及啓発活動
鏡石町婦人会	特老鏡石ホームのボランティア
汗流会	高齢者の病院への送迎や学校応援団支援活動
子育て応援団	生き生き子育て教室等での保育サポーター
鏡石町健康推進委員会	健康増進に関すること
四区女性のつどい	公園などの掃除、花壇の整備など
弥生会	カラオケ・舞踊・民謡等で老人ホームを慰問
民生児童委員協議会	法定単位民児協による活動

36 火災発生時における通報・出動要領

1. 通報

消防署で覚知した火災は全て下記により通報する。



2. 出動

(1) 特殊火災(工場等)及び火災警報発令中における全ての火災。

全分団、全車両の出動とする。

(2) その他の火災(建物、山林、野火、車両等の火災)

下記の出動区分により出動する。(第1出動)

出動分団	応援出動地域	地元火災時の出動分団・車両台数					合計
		地元分団	2分団	3分団	6分団	9分団	
1分団	2分団地域	2台	2台				4台
2分団	1, 3, 9分団地域	2台	2台	1台			5台
3分団	2, 4, 6, 8, 9分団地域	1台	2台	2台	1台	1台	5台
4分団	6, 8分団地域	2台	1台	1台	1台	1台	5台
5分団	7分団地域	2台	1台	1台	1台		4台
6分団	3, 4分団地域	1台	1台	1台	2台		4台
7分団	5, 9分団地域	1台	2台	1台	1台		4台
8分団	4分団地域	1台	1台	1台	2台		4台
9分団	3, 5, 7分団地域	1台	2台	1台	1台	1台	5台

(注) ○出動分団以外は屯所待機とし団長命令により第2出動または解散とする。

○応援出動地域外でも隣接地は分団長等の判断で出動することができる。

○出動人員は消化活動可能人員5名以上を厳守すること。

(3) 第2出動 全分団、全車両の出動とする。

3. 火災警報は、町長が有線放送等により発令周知するが、各分団は5名程度屯所で待機すること。

なお、その解散は別に命令がない時は、分団長の判断によること

37 消防施設整備計画

(現有数：令和2年4月1日現在)

区分		消防車両		消防水利		
		ポンプ車	小型ポンプ	消火栓	防火水槽	その他
現有数		5	8	275	84	4
実績	平成28年度		1	3		
	平成29年度				- 1	
	平成30年度		1	2		
	令和元年度				1	
	令和2年度					
	計		2	5	0	
計画	令和3年度			2		
	令和4年度		1	2	1	
	令和5年度			2		
	令和6年度		1	2	1	
	令和7年度	1		2		
	計	1	2	10	2	

38 消防団の現況

(令和3年4月1日現在)

年数	5年未満	5～9年	10～14年	15～24年	20～24年	25～29年	30年以上	合計
人数	55	32	37	27	15	0	1	168

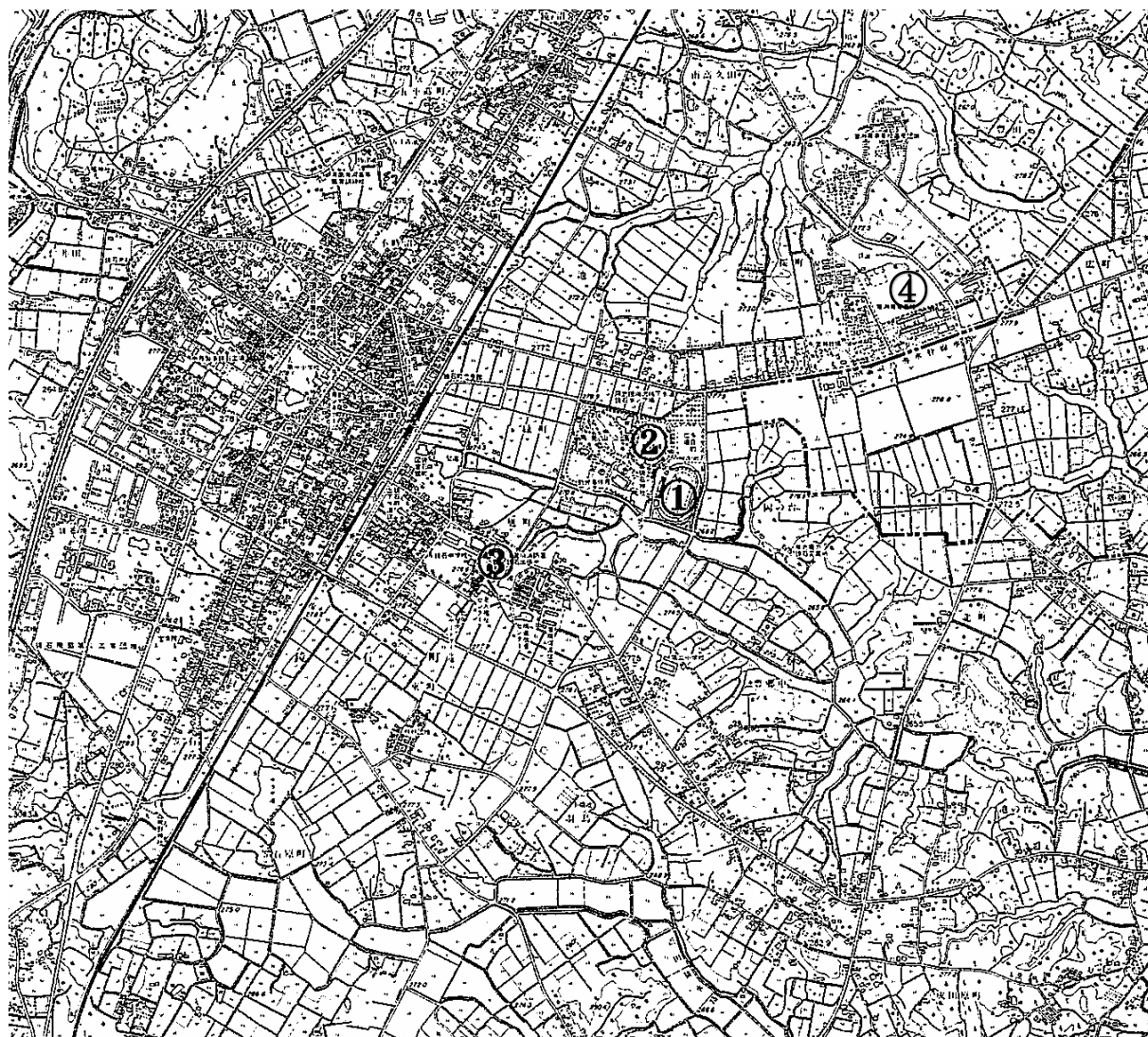
○年齢別消防団員数

(令和3年4月1日現在)

年数	20～24歳	25～29歳	30～35歳	35～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	18	29	44	38	30	3	6	168

39 ヘリポート一覧

地図 番号	名 称	所在地	管理者	電話番号
1	鳥見山陸上競技場	緑町 199 番地	教育委員会	62-7636
2	鳥見山野球場	緑町 199 番地	教育委員会	62-7636
3	鏡石町公民館グラウンド	旭町 159 番地	教育委員会	62-2031
4	福島県立岩瀬農業高等学校	桜町 207 番地	県教育委員会	62-3145



40 町所有車両調

(令和3年3月1日現在)

区 分	ナンバー	名 称	総務課	税務町民課	産業課	都市建設課	福祉・子ども課	健康環境課	上下水道課	教育課	合計
普通乗用自動車	3ナンバー	乗用、ワゴン	1								1
小型貨物自動車	4ナンバー	バン、トラック	1			1		1			2
小型乗用自動車	5ナンバー	乗用、ワゴン	2	2	1	1	1	1	2	2	12
特殊用途自動車	8ナンバー	特殊車	1				1	1	1		3
軽自動車	4ナンバー 5ナンバー	乗用、バン、トラック		1	1	2	1	1	1	3	11
小型特殊自動車		ローダー				1					1
合 計			5	3	2	5	3	4	4	5	30

41 避難所一覧表

No.	施設名	所在地	構造	施設面積 (㎡)	管理者	電話番号	備考
1	久来石転作センター	久来石 281 番地 10	木造平屋	245	区長		
2	笠石防災センター	中町 380 番地	木造平屋	297	区長		
3	鏡石幼稚園	中町 271 番地 4	鉄骨平屋	600	園長	62-3772	
4	鏡石町立第一小学校 校舎 体育館	中央 1 番地	鉄骨 2 階 鉄骨 2 階	6,246 1,588	学校長	62-2006	
5	仁井田多目的集会所	岡ノ内 229 番地 9	木造平屋	175	区長		
6	鏡田転作センター	鏡沼 62 番地	木造平屋	271	区長		
7	鏡石保育所	本町 43 番地 6	木造平屋	525	町社会福 祉協議会	62-2513	
8	高久田多目的集会所	高久田 107 番地	木造平屋	127	区長		
9	鳥見山体育館	緑町 217 番地	鉄骨 2 階	1,647	教育課長	62-6527 62-7636	
10	鏡石町立鏡石中学校 校舎 体育館	旭町 158 番地	鉄骨 2 階 鉄骨 2 階	3,786 2,012	学校長	62-2015	
11	鏡石町公民館	旭町 159 番地	鉄骨 2 階	1,169	公民館長	62-2031	
12	鏡石町立第二小学校 校舎 体育館	豊郷中 238 番地	鉄骨 2 階 鉄骨 2 階	3,325 1,028	学校長	62-2033	
13	成田保健センター	成田 343 番地	鉄骨 2 階	600	健康環境 課長		
14	さかい集会所	前山 316 番地	木造平屋	139	区長		
15	鏡石町児童ふれあい交流館	中央 1 番地	木造 2 階	486	福祉こど も課長	94-7890	
16	特別養護老人ホーム 鏡石ホ ーム	鏡田かげ沼町 139 番地 1	R C 平屋	294	岩瀬 福社会	62-2551	福祉避難所
17	鏡石二区集会所	不時沼 313 番地	木造平屋	150	区長		
18	鏡石町構造改善センター	旭町 175	SRC2 階	1,764	教育課長	62-3681	

※災害の規模及び避難所の被災状況等によって、上記に指定されていない地区集会所等においても、一時避難所として使用できるものとする。

42 一時避難場所、広域避難場所一覧表

No.	名称	所在地	電話番号	備考
1	久来石転作センター	久来石 281 番地 10		
2	笠石杉林児童遊園	東町 460 番地		
3	笠石児童遊園(笠石多目的集会所)	中町 672 番地		
4	鏡石幼稚園	中町 271 番地 4	62-3772	
5	鏡石町立第一小学校	中央 1 番地	62-2006	広域避難場所
6	三区不時沼児童遊園	不時沼 194 番地		
7	不時沼公園	岡ノ内 172 番地		広域避難場所
8	仁井田多目的集会所	岡ノ内 229 番地 9		
9	鏡田転作センター	鏡沼 62 番地		
10	鏡田大池団地児童遊園	大池 50 番地		
11	鏡田(鏡沼)児童遊園	鏡沼 161 番地 3		
12	鏡石保育所	本町 43 番地 6	62-2513	
13	高久田多目的集会所	高久田 107 番地		
14	鳥見山公園	緑町 199 番地	62-7636 62-6527	広域避難場所
15	鏡石町立鏡石中学校	旭町 158 番地	62-2015	広域避難場所
16	鏡石町立第二小学校	豊郷中 238 番地	62-2033	広域避難場所
17	成田保健センター	成田 343 番地		
18	前山公園	前山 352 番地		

※一時避難場所とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、または帰宅困難者が公共交通機関が回復するまで待機する場所のこと。

※広域避難場所とは、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のこと。

43 報道関係機関一覧

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
福島民報社	福島市太田町 13-17	024-531-4111	024-531-4022
福島民友新聞社	福島市柳町 4-29	024-523-1191	024-523-2605
朝日新聞社福島総局	福島市舟場町 1-28	024-523-3571	024-521-0305
毎日新聞社福島支局	福島市置賜町 8-22	024-521-1233	024-525-2155
読売新聞社福島支局	福島市柳町 4-29	024-523-1204	024-523-1207
日本経済新聞社福島支局	福島市舟場町 1-25	024-523-4458	024-521-0155
産経新聞社福島支局	福島市栄町 6-6	024-523-2387	024-525-2424
共同通信社福島支局	福島市大町 7-3	024-523-3366	024-522-6190
時事通信社福島支局	福島市太田町 13-17	024-531-8351	024-531-8353
河北新報福島総局	福島市北町 1-10	024-521-3331	024-525-3129
マメタイムス社	須賀川市八幡町 125	0248-75-2062	0248-76-5303
阿武隈時報社	須賀川市弘法坦 15-1	0248-73-2483	0248-73-3616
日本放送協会福島放送局	福島市早稲町 1-2	024-526-4630	024-522-2548
ラジオ福島	福島市下荒子 8	024-535-3331	024-535-3451
福島テレビ	福島市御山町 2-5	024-536-8022	024-536-8090
福島中央テレビ	郡山市池ノ台 13-23	024-923-3329	024-932-6615
福島放送	郡山市桑野 4-3-6	024-933-5853	024-934-0503
テレビユー福島	福島市西中央 1-1	024-531-8511	024-531-2237
エフエム福島	郡山市神明町 4-4	024-991-9000	024-991-9100

44 危険物施設別調査表

(平成 26 年 2 月 1 日現在)

区分	施設名	施設数	数量 (ℓ)
	製 造 所	2	37,950
貯蔵所	屋内貯蔵所	16	376,705
	屋外タンク貯蔵所	4	51,100
	屋内タンク貯蔵所		
	地下タンク貯蔵所	18	168,800
	簡易タンク貯蔵所		
	移動タンク貯蔵所	6	43,900
	屋外貯蔵所	5	64,100
	小 計	49	704,605
取扱所	給油取扱所	9	486,670
	販売取扱所		
	移送取扱所		
	一般取扱所	9	52,080
	小 計	18	538,750
合 計	69	1,281,305	

(須賀川消防署鏡石分署資料)

45 指定文化財一覧

【県指定文化財】

区 分	名 称	所在地	指定年月日
絵画	凌煙閣功臣画像	鏡沼 76 番地(西光寺) 旭町 159 番地(町公民館)	昭和 59 年 3 月 22 日

【町指定文化財】

区 分	名 称	所在地	指定年月日
史跡	鏡沼跡	鏡田かげ沼町 228 番地	昭和 44 年 12 月 5 日
	仁井田双式来迎三尊画像磨崖仏	仁井田 319 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	江泉館跡	深内町	昭和 60 年 3 月 28 日
	江泉館跡板碑群	深内町	昭和 60 年 3 月 28 日
考古資料	木曾来迎三尊画像板碑	東鹿島 524 番地 2	昭和 44 年 12 月 5 日
	鍋田自然石板碑一・二・三・四	川崎町 237 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	大日自然石板碑	笠石 5 番地 2	昭和 47 年 12 月 19 日
	踊坊自然石板碑一・二	旭町 123 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	文和碑伝型板碑	中央 54 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	正和碑伝型板碑	成田 405 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	阿弥陀坂浮彫来迎一尊画像板碑	池の台 225 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	元享自然石板碑一・二	笠石 114 番地	昭和 47 年 12 月 19 日
	堂ヶ作碑伝型板碑	諏訪町 62 番地	昭和 49 年 12 月 13 日
	緑泥片岩板碑	成田 343 番地	昭和 60 年 3 月 28 日
建造物	岩瀬牧場旧事務所	桜町 225 番地	平成 27 年 2 月 10 日
	岩瀬牧場農具舎	桜町 233 番地	平成 27 年 2 月 10 日
有形民俗文化財	牛乳山乳石道祖神	深内町 69 番地 2	昭和 49 年 12 月 13 日
	笠地藏	中央 54 番地	昭和 49 年 12 月 13 日
工芸品	磨光編版木	須賀川市池上町 6 番地	昭和 49 年 12 月 13 日
歴史資料	オランダの鐘	桜町 225 番地	平成 12 年 9 月 7 日

無形民俗文化財	熊野神社の太々神楽	笠石 260 番地	昭和 60 年 3 月 28 日
	仁井田八幡神社の花火祭り	仁井田 365 番地	昭和 60 年 3 月 28 日
天然記念物	笠地藏のしだれ桜	中央 54 番地	昭和 60 年 3 月 28 日
	旧第二小学校跡のしだれ桜	成田	昭和 60 年 3 月 28 日
	小栗山観音堂の櫨	小栗山 46 番地	昭和 60 年 3 月 28 日
	西光寺の「たらよう」	鏡沼 76 番地	昭和 60 年 3 月 28 日

46 特設公衆電話設置箇所

(平成 25 年 11 月設置)

施設名	所在地	設置回線
鏡石町立第一小学校 体育館	中央 1 番地	5
鏡石町立第二小学校 体育館	豊郷中 238 番地	2
鏡石町立鏡石中学校 体育館	旭町 158 番地	2
鳥見山体育館	緑町 207 番地	5
鏡石町公民館	旭町 159 番地	2
成田保健センター	成田 343 番地	2
久来石転作センター	久来石 281 番地 10	1
笠石防災センター	中町 380 番地	1
仁井田多目的集会所	岡ノ内 229 番地 9	1
鏡田転作センター	鏡沼 62 番地	1
高久田多目的集会所	高久田 107 番地	1
さかい集会所	前山 316 番地	1
児童ふれあい交流館	中央 1 番地	1
合 計		25

47 A E D（自動体外式除細動器）設置公共施設一覧

（平成 26 年 2 月 1 日現在）

施設名	所在地	電話番号	台数
鏡石町役場	不時沼 345 番地	62-2111	1
鏡石町勤労青少年ホーム	中央 59 番地	62-2115	1
鏡石町老人福祉センター	旭町 161 番地	62-2629	1
鏡石保育所	本町 43 番地 6	62-2513	1
鏡石町コミュニティ・センター (鏡石駅)	中央 245 番地	62-2014	1
鏡石町立鏡石児童館	本町 207 番地 5	62-7278	1
鏡石町立第一小学校	中央 1 番地	62-2006	1
鏡石町立第二小学校	豊郷中 238 番地	62-2033	1
鏡石町立鏡石中学校	旭町 158 番地	62-2015	1
鏡石町立鏡石幼稚園	中町 271 番地 4	62-3772	1
鳥見山陸上競技場	緑町 199 番地	62-7636	1
町民プール「すいすい」	緑町 199 番地	62-1045	1
鳥見山体育館	緑町 207 番地	62-6527	1
鏡石町構造改善センター	旭町 175 番地	62-3681	1
鏡石町図書館	旭町 440 番地 6	62-1288	1
ふれあいの森公園	堂前 90 番地 1	83-2381	1
合 計			16

48 食料調達先調

商店名	所在地	電話番号	取扱品目
夢みなみ農業協同組合 鏡石支店	本町 296 番地	62-2131	米、野菜
(有) 面川青果店	不時沼 261 番地	62-3704	野菜
サンマート鏡石店 まさき	本町 318 番地	62-2021	野菜
(有) 橋本商店	不時沼 330 番地	62-2573	野菜
(有) 港屋魚店	不時沼 261 番地	62-2027	鮮魚
(有) 片岡精肉店	不時沼 261 番地	62-2319	精肉
カマクラヤ	本町 351 番地	62-5111	生鮮食料品
(株) 主婦の店リオン・ドール鏡石店	中央 8 番地	62-6161	生鮮食料品 加工食品
いちい鏡石店	本町 179 番地	62-1700	生鮮食料品 加工食品
イオンスーパーセンター鏡石店	桜岡 375 番地 9	92-3080	生鮮食料品、 加工食品
セブンイレブン鏡石中央店	中央 51 番地	62-3939	
セブンイレブン鏡石町店	不時沼 63 番地	62-7781	
セブンイレブン鏡石バイパス店	不時沼 5 番地 1	62-7113	
セブンイレブン鏡石成田店	成田 770 番地	62-6711	
ファミリーマート鏡石境栄店	前山 378 番地	92-3065	
ミニストップ (株) 鏡石パーキングエリア店	岡ノ内 10 番地 10	62-1508	
ミニストップ (株) 鏡石 P A 上り店	岡ノ内 72 番地 3	62-4618	
ローソン鏡石本町店	本町 245 番地	62-3750	
ウエルシア岩瀬鏡石店	不時沼 205 番地	92-3141	

49 衣料及び日用品調達先調

商店名	所在地	電話番号	種類
オサダ石油(株)	不時沼 5 番地 4	62-2101	燃料等
エネクスフリート(株)鏡石給油所	久来石 824 番地	62-7360	燃料等
根本石油(株)	蒲之沢町 413 番地 1	73-3900	燃料等
須賀川瓦斯(株)イオン鏡石セルフ S S	桜岡 375 番地 10	92-3767	燃料等
鏡石協業ガス(株)	旭町 236 番地	62-2553	燃料等
いとう薬局	中央 48 番地	62-2044	薬品
(株)やすこくや	不時沼 234 番地	62-3101	衣料品
メンズショップネモト	本町 261 番地	62-2354	衣料品
マルキふとん店	中央 197 番地	62-2603	寝具類
カマクラヤ	本町 351 番地	62-5111	日用品
(有)農業資材センター	南高久田 611 番地	62-3129	資材等
(株)雨田屋	岡ノ内 357 番地	62-2225	日用品・資材等
イオンスーパーセンター鏡石店	桜岡 375 番地 9	92-3080	日用品・資材等

50 町内医療機関調

医院名	所在地	電話番号	診療科目
医療法人 矢吹医院	中央 206 番地	62-2018	内科・循環器科・消化器科・小児科
針谷クリニック	久来石南 498 番地 3	62-5200	内科・循環器科・消化器科・小児科
医療法人 鏡石クリニック	本町 201 番地 3	92-2113	内科・消化器科・人工透析科
つむらやクリニック	鏡沼 189 番地 2	62-1616	内科・外科・整形外科・リウマチ科 リハビリテーション科
医療法人 にほ小児科医院	鏡沼 214 番地	92-3335	小児科・アレルギー科
岡ノ内クリニック	岡ノ内 306 番地	62-1112	内科・循環器科・呼吸器科 アレルギー科・皮膚科
ごとう内科クリニック	中町 229 番地	94-7002	内科・循環器科
関根歯科医院	本町 241 番地	62-2284	歯科
松本歯科医院	中央 175 番地 2	62-6480	歯科
曾根歯科医院	岡ノ内 198 番地 2	62-3151	歯科

51 輸送車輛調達先調

業 者 名	所在地	電話番号	輸送対象
鏡石タクシー	中央 116 番地	62-3141	乗用
須賀川タクシー 配車センター	中央 116 番地	62-3135	乗用
佐久間産業(株)	境 123 番地 1	62-2191	マイクロ
(有)アヤマ観光バス	大池 188 番地 2	92-3715	大型・中型バス
福島空港運輸(株)	蒲之沢町 402 番地	75-1424	貨物
(株)郡山日新運輸	境 122 番地	62-6600	貨物
成田運輸(株)	諏訪町 275 番地 3	62-5364	貨物
(有)鶴岡運輸	笠石 7 番地 5	62-6188	貨物
(有)ハシコー梱包運輸	桜岡 41 番地 3	62-6209	貨物
角榮運搬(有)福島営業所	深内町 46 番地 35	62-5735	貨物

52 一般廃棄物処理業者

1. し尿

業 者 名	所在地	電話番号
(有)吉田総業	諏訪町 74 番地 1	62-2420

2. ごみ

業 者 名	所在地	電話番号
(有)東北資源	成田 332 番地	62-2671
(有)黒澤コーポレーション	岡ノ内 157 番地	92-3430
(株)釜屋リサイクルセンター	成田東 9 番地	92-3877
(有)丸三商店	旭町 378 番地 2	62-3047
(株)石井商貿福島支店	蒲之沢町 376 番地	94-8690

53 火葬場

経営主体	名 称	所在地	電話番号	炉数	延長最大可能 火葬数
須賀川地方保健 環境組合	須賀川地方保健 環境組合 斎場	須賀川市八幡町 239 番地	75-3358	3 基	6 件/日

54 宿泊施設等調

名 称	所在地	電話番号	収容人数
(有)鏡石館	本町 325 番地	62-3171	40
鏡石第一ホテル	本町 325 番地	62-3171	50
新菊島温泉	久来石南 470 番地 1	62-6515	100
(有)扇屋会館	本町 324 番地	62-2026	30

55 火災発生状況調

月 年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
63年	件数	1	1			1	1			1		1	6
	被害額	297	0			1,180	889			39		5	2,410
元年	件数	1		1			1	1			1	1	6
	被害額	5		30			3,295	5,035			150	32,133	40,648
2年	件数	1		1	1	1					1		5
	被害額	3,787		82	107	160					5,932		10,068
3年	件数		2	2	1	1			1	1	1	1	10
	被害額		35	58	16	10			11,941	87	0	0	12,147
4年	件数			1		1			1			1	4
	被害額			4,923		64			32			195	5,214
5年	件数			2	3	1			1				7
	被害額			5	57	495			68				625
6年	件数		2	1	1	2		2	1	2		2	13
	被害額		66	0	0	853		407	1,309	550		372	3,557
7年	件数	2	1	1	4					1		1	10
	被害額	2,874	0	1	50					285		16	3,226
8年	件数				4					1		1	6
	被害額				2,233					353		52	2,638
9年	件数	1		2	1			2					6
	被害額	8,736		23	0			1,105					9,864
10年	件数	1	2		1	1				2	3	1	11
	被害額	137	45		5	315				41	138	27,037	27,718
11年	件数	1	1	3		3		5		2	3		18
	被害額	0	16,564	111		64,610		23,328		4	6,831		111,448
12年	件数		2	1	2			1	1	1		1	10
	被害額		27,924	4	17			0	1,182	5,061		0	30
13年	件数	1	1		2	3	2		2			1	13
	被害額	1,477	160		402	836	50		57			0	37,997
14年	件数		4	2			1	1	1	1		2	12
	被害額		848	66			50	100	55	220		63,606	64,945
15年	件数	1	3	14	3	1				2			24
	被害額	7,138	2,214	3,738	89	40				409			13,628
16年	件数	1	1	2	2			1				2	9
	被害額	18,318	2		1,321							11,114	30,755
17年	件数	1		1		2				2	3		9
	被害額	1,710		1		4,650				647	143		7,151
18年	件数	2	3	3			3		1				12
	被害額	1,004	18	3,814			266		120				5,222
19年	件数	1	3		1	2		1	1	1			10
	被害額	13,577	547		1,600	267		2		161			16,154
20年	件数			1					1	1		1	4
	被害額			869					1	3,475		2,612	6,957
21年	件数				1	1					2		4
	被害額				167	149					125		441
22年	件数	1			1		4	1			2	1	10
	被害額				1		3,149	434			777	5	4,366
23年	件数	2	1	3	1						1		8
	被害額	3,166	2	16	120						11		3,315
24年	件数	2	2	2		1			2			2	11
	被害額	1,353	88	18		1,850			98			111	3,518
25年	件数		1	2		2	1		1			1	8
	被害額		200	51		458			230			253	1,192

26年	件数	1		1		1				1		1		5
	被害額	5,423		416		0				16		452		6,307
27年	件数		1	1	1				1					4
	被害額		57	1,600	34,826				8					36,491
28年	件数		1	1		1			2	1				6
	被害額		8,011	10		0			107	10				8,138
29年	件数		1		2									3
	被害額		2,681		38,689									41,370
30年	件数			2		1	1					1	2	7
	被害額			1,564		1,818	969					599	1,265	6,215
元年	件数		2	1	1	1	1			1				7
	被害額		0	0	0	3,733	150			1,488				5,371
2年	件数	1		2	2				1			1	1	8
	被害額	5,218		0	694				19			40	21,058	27,029

(須賀川地方広域消防本部資料)

56 災害発生件数調（火災は除く）

（令和3年12月31日現在）

区分 年次	雪害	水害	風害	雹害	霜害	干害	地震	異常 低温	台風	竜巻	計
62年		1									1
63年		1									1
平成元年		1							(1)		1
2年		2	1						(1)		3
3年		1	1		1			1	(2)		4
4年											
5年			1					1			2
6年			2						(1)		2
7年		1							(1)		1
8年			1								1
9年											
10年		3	4						(3)		7
11年		1									1
12年	2	1	1	1						(1)	5
13年	1		1								2
14年		1	1		1				(2)		3
15年											
16年		2							(2)		2
17年											
18年		1	2								3
19年											
20年											
21年		1	1								2
22年		1									1
23年		1					1		(1)		2
24年									(2)		
25年			3						(2)		3
26年	1										1
27年	1	1									2
28年											
29年			1						(1)		1
30年			1						(1)		1
令和元年	1	1	2						(2)		4
2年			1								1

57 各部課人員調

(令和2年4月1日現在)

部 名	課 等	職 員 数			備 考
		男	女	計	
総務部	総務課	11	1	12	
	出納室	1	1	2	
	議会事務局	1	1	2	
税務町民部	税務町民課	11	3	14	
福祉子ども部	福祉子ども課	8	6	14	
	児童ふれあい交流館		2	2	
健康環境部	健康環境課	4	4	8	
産業部	産業課	7		7	
	農業委員会	2		2	
都市建設部	都市建設課	9		9	
上下水道部	上下水道課	6	2	8	
教育部	教育課 (公民館)	9	1	10	
	幼稚園		4	4	
	図書館		1	1	
合 計		69	26	95	

58 鏡石町指定給水装置工事事業者一覧(所在地：鏡石町、須賀川市、天栄村)

事業所名	所在地	電話番号
会田水道工事店	鏡石町中央 102 番地	62-2640
株式会社東北デバイス工業	鏡石町東町 437 番地	62-2741
久保田設備工業株式会社 鏡石営業所	鏡石町大池 239 番地 1	62-5452
有限会社水橋商会	鏡石町不時沼 229 番地	62-7830
有限会社佐藤工業	鏡石町豊郷中 660 番地 2	62-6070
信栄工業株式会社	天栄村大字白子字東原 3 番地 3	83-2131
有限会社清野設備	鏡石町南町 462 番地	62-3070
株式会社鑿エスアール工業	須賀川市八幡山 153 番地	76-3535
有限会社大河原設備	鏡石町小栗山 428 番地	62-6443
株式会社セキネ設備	須賀川市小作田字殿田 12 番地	79-4204
有限会社吉田総業	鏡石町諏訪町 74 番地 1	62-2420
北山設備工業株式会社	須賀川市本町 5 番地 1	76-3279
有限会社エース工業	須賀川市森宿字白石坂 14 番地	72-8569
株式会社アクアス	須賀川市愛宕山 114 番地	76-7181
株式会社ひまわり	須賀川市森宿字道久 19 番地 13	75-5133
有限会社成田	鏡石町北町 369 番地	62-2882
大塚設備株式会社	須賀川市長祿町 64 番地の 3	73-2989
有限会社大輪田設備工業	須賀川市大袋町 192 番地	76-4628
広洋設備株式会社	須賀川市影沼町 106 番地	76-5370
春日設備工業株式会社	須賀川市堀底町 18 番地	76-2131
有限会社ナカマ	鏡石町仁井田 233 番地	62-3328
カリス設備	鏡石町中町 374 番地 2	62-4611
株式会社プラスワン	天栄村大字白子字東原 3 番地	83-2542
有限会社広陽工業	須賀川市木ノ崎字向原 27 番地 122	68-1061
有限会社添田設備工業	天栄村大字上松本字久根花 7 の 1	82-2092
有限会社金澤設備工業	須賀川市日照田字下屋敷 25 番地	79-3562
有限会社西澤工業	須賀川市和田字作ノ内 67 番地の 2	76-2181
有限会社半沢設備	須賀川市今泉字町内 337 番地	65-2481
ムツミ設備工業	須賀川市岡東町 15 番地	76-5922
株式会社アオキ	須賀川市舘ヶ岡字本郷 53 番地	88-1321
福陽ガス株式会社	須賀川市桜岡 7 番地	75-6171
株式会社東北エアコン	須賀川市大袋町 119 番地	76-1952
高田工業株式会社 須賀川支店	鏡石町鏡沼 308 番地	63-8070
有限会社間弓設備工業	須賀川市上小山田字南町 49 番地	79-4788

59 地震災害の記録

(江戸時代以降の村及び近隣市町村における主な地震災害)

西暦 (和暦)	地域 (名称)	M(Mw)	主な被害
1677年11月 (延宝5年)	(磐城地方)	M≒8.0	磐城地方に強い地震があり、500余名が死亡した。また、午後8時ごろ小名浜に地震があり、家屋1,000余戸が流出し、80余名が溺死した。
1696年6月 (元禄9年)	(磐城地方)	強震地域－ 磐城小名浜	磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450名が死亡した。
1793年2月 (寛政5年)	(陸前・陸中・磐城、 震源は宮城県沖)	M=8.0～	余震が多く、相馬では10ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者8名、矢祭で死者3名となっている。
1938年5月 (昭和13年)	塩屋崎沖地震	M=7.0	県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂250ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂6ヶ所等の被害があった。
1938年11月 (昭和13年)	福島県東方沖地震	M=7.5	県下全域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約70kmの沖合で、県内の被害は死者1名、負傷者9名、住家全壊4、半壊29戸、非住家全壊16棟、半壊42棟となっている。また、同日にM=7.3、翌日にM=7.4の強い余震を観測している。
1964年6月 (昭和39年)	新潟地震	M=7.5	16日午後1時20分ごろ、県下全域に震度4～5の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者12名、住家全壊8棟、住家半壊6棟、一部破損83棟、非住家被害86棟、道路破損15ヶ所、山・崖崩れ17ヶ所等の被害があった。
1978年6月 (昭和53年)	宮城県沖地震	M=7.4	12日午後5時14分ごろ地震があり、福島が震度5、若松、小名浜、白河が震度4であった。国見町で死者1名、負傷者19名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計3名報告されている。住家全壊は福島市で5棟、相馬市で1棟報告されており、福島県内では計800強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊9、山(崖)崩れ26等の被害も発生している。
2005年8月 (平成17年)	宮城県沖地震	M=7.2	16日午前11時46分ごろ地震があり、国見町などで震度5強、福島、白河、小名浜が震度4、若松が震度3であった。福島県内で負傷者5名が発生した。
2011年3月 (平成23年)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	Mw=9.0	11日午後2時46分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11市町村で最大震度6強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。 また、4月11日には浜通りを震源として余震と思われるM=7.0の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度6弱を観測した。
2021年2月 (令和3年)	福島県沖地震	M=7.3	13日午後11時7分ごろ、福島県沖を震源とした地震があり、4市町村で最大震度6強を観測した。

(気象庁震度階級関連解説表)

(人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況)

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなる可能性がある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(木造建物（住宅）の状況)

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(鉄筋コンクリート造建物の状況)

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(地盤・斜面等の状況)

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(ライフライン・インフラ等への影響)

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	生震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

(大規模構造物への影響)

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

60 福島県災害救助法施行細則

(昭和 35 年 6 月 21 日福島県規則第 49 号)
最終改正 平成 24 年 06 月 15 日 規則第 44 号

(被害調査)

第 1 条 知事は、災害に際し、市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村の長に対し、直ちに被害状況を、被害状況調(第 1 号様式)により、求めるものとする。

第 2 条 削除

(法適用地域の告示)

第 3 条 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助を行なうときは、すみやかにその旨及び適用地域を告示するものとする。

第 4 条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 災害救助法施行令第 9 条の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 1 に定めるところによる。

(物資の保管命令等令書)

第 6 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- 一 公用令書(第 2 号様式の 1～第 2 号様式の 4)
- 二 公用変更令書(第 3 号様式)
- 三 公用取消令書(第 4 号様式)

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳(第 5 号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは強制物件台帳にその理由その他必要な事項を記録するものとする。

第 7 条 前条第 1 項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添附してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを知事に返付しなければならない。

(収用物資の占有者の立会い)

第 8 条 規則第 2 条第 2 項の当該職員は、収用又は使用すべき物資の引渡を受けた場合において同条第 3 項の規定により受領調書(第 6 号様式)を作成するときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち合わせるものとする。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償)

第 9 条 規則第 3 条の規定による損失補償請求書は、第 7 号様式による。

2 損失補償請求書の提出があったとき又はこれに基づき損失補償を行なったときは、所定の事

項を強制物件台帳に記録するものとする。

(救助業務従事命令書)

第 10 条 規則第 4 条の公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書(第 8 号様式)

二 公用取消令書(第 9 号様式)

2 前項第 1 号の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳(第 10 号様式)に所定の事項を登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録し、前項の登録にかかる事項を朱線で抹消するものとする。

第 11 条 第 7 条の規定は、前条第 1 項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者について、これを準用する。

(救助業務従事不能の届出)

第 12 条 規則第 4 条第 2 項の規定による届出は、次の各号に掲げる書類を添附して行なわなければならない。

一 負傷又は疾病により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他さけられない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

(実費弁償)

第 13 条 法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償の額は、別表第 2 に定めるところによる。

第 14 条 規則第 5 条の実費弁償請求書は、第 11 号様式による。

(立入検査証票)

第 15 条 法第 27 条第 4 項の証票は、第 12 号様式による。

(扶助金の申請)

第 16 条 規則第 6 条の扶助金支給申請書は、第 13 号様式による。

2 扶助金を申請しようとする者は、前項の扶助金支給申請書に休業扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては負傷し、又は疾病にかかったため従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがないこと等特に休業扶助金の給付を必要とする理由を詳細に記載した書類、打切扶助金の支給を申請しようとする場合にあっては療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書を添付しなければならない。

3 法第 25 条の規定により協力命令を受けて、救助に関する業務に協力した者又はその遺族が、規則第 6 条の規定により扶助金支給申請書を提出しようとするときは、同条及び前項に定めるもののほか、救助業務に協力したことを証する市町村長の証明書を添付しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 災害救助法施行細則(昭和 23 年福島県規則第 6 号)は、廃止する。

別表第 1 (第 5 条関係)

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。この場合において、その基準により難い特別の事情があるときは、その都度厚生労働大臣に協議して、特別基準を設定することがあるものとする。

一 収容施設の供与

1 避難所

- (一) 避難所には、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を受入れるものとする。
- (二) 避難所には、学校、公民館等の既存の建物を充てることを原則とするが、これら適当な建物が得難い場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営するものとする。
- (三) 避難所の設置のために支出する費用は、次に掲げるものとし、その額は、1人1日当たり330円（災害の発生が冬期(10月から翌年3月まで)であるときは、別に定める額を加算した額)以内の額とする。ただし、高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを受入れる福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な避難所を設置した地域における通常の実費を加算することができる。
 - (1) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
 - (2) 消耗器材費
 - (3) 建物の使用謝金
 - (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (5) 光熱水費
 - (6) 仮設便所等の設置費
- (四) 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 応急仮設住宅

- (一) 応急仮設住宅には、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを受入れる。
- (二) 応急住宅設置に当たっては原則として公有地を利用すること。ただし、公有地を利用することが困難な場合は民有地を利用することができる。
- (三) 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、実情に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、5,714,000円以内とする。
- (四) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (五) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを複数受入れし、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。
- (六) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室借上げを行い、当該居室に受入れすることができる。
- (七) 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。

(八) 応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項の規定による期間内とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しその他による食品の給与

(一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者(以下「被災者」という。)に対して行うものとする。

(二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることができる現物によるものとする。

(三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、1 人 1 日当たり 1,160 円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(五) 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、(四)の期間内に 3 日分以内を現物により支給するものとする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

(二) 飲料水の供給を実施するために支給する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)若しくは船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

(一) 被服、寝具及び身の回り品

(二) 日用品

(三) 炊事用具及び食器

(四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のために支出する費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定するものとする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	1世帯当たり6人以上 1人を増すごと に加算する額
夏期 (4月から9月まで)	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
冬期 (10月から翌年3月まで)	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

(円)

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	世帯区分					
	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	1世帯当たり6人以上 1人を増すごと に加算する額
夏期 (4月から9月まで)	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬期 (10月から翌年3月まで)	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

(円)

- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与等又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するように行うものとする。

四 医療及び助産

1 医療

(一) 医療は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に処置を行うものとする。

(二) 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する施術者(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことがあるものとする。

(三) 医療は、次の範囲内において行うものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

(四) 医療のために支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(五) 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(一) 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者に対して行うものとする。

(二) 助産は、次の範囲内において行うものとする。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(三) 助産のために支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。

(四) 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のために現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索又は救出のために行うものとする。

2 被災者の救出のために支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。

六 災害にかかった住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のために住家が半壊し、又は半焼した者であって、自らの資力では応急修理をすることができないもの又は大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であるものに対して行うものとする。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出する費用は、1世帯当たり595,000円以内とする。(半壊、半焼に準ずる程度の損傷の場合は300,000円以内とする。)

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了するように行うものとする。

七 生業に必要な貸金の貸与

1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業を回復する見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

3 生業に必要な資金として貸与する金額は、次の額の範囲内とする。

(一) 生業費 1件当たり 30,000円

(二) 就職支度費 1件当たり 15,000円

4 生業に必要な資金の貸与には次の条件を付すものとする。

(一) 貸与期間 2年以内

(二) 利子 無利子

5 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するように行うものとする。

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校又は特別支援学校の小学部の児童（以下「小学校等児童」という。）、中学校又は中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の中学部の生徒（以下「中学校等生徒」という。）及び高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部その他これらに相当するものとして知事が認めるもの（以下「高等学校等」という。）の生徒（以下「高等学校等生徒」という。）に対して行うものとする。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与のために支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - (一) 教科書代
小学校等児童及び中学校等生徒
教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書をいう。以下同じ。）及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費
高等学校等生徒
正規の授業で使用する教材を給与するための実費
 - (二) 文房具及び通学用品費
小学校等児童 1 人当たり 4,500 円
中学校等生徒 1 人当たり 4,800 円
高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円
- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 箇月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了するように行うものとする。

九 埋葬

- 1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。
- 2 埋葬は、原則として、棺又は棺材をもって、次の範囲内において、行うものとする。
 - (一) 棺（附属品を含む。）
 - (二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - (三) 骨つぼ及び骨箱
- 3 埋葬のために支出する費用は、1 体当たり大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とする。
- 4 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十 死体の搜索

- 1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- 2 死体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購

入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十一 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。

2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (二) 死体の一時保存
- (三) 検案

3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

4 死体の処理のために支出する費用は、次に掲げるところによる。

- (一) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。
- (二) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、その地域における通常の実費を加算することができる。
- (三) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の通常の実費の額以内とする。

5 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

1 障害物の除去は、災害によって居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれたため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

2 障害物の除去のために支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物の除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、町単位で 1 世帯当たり平均 137,900 円以内とする。

3 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了するように行うものとする。

十三 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出する範囲は、次に掲げる措置に要する費用とする。

- (一) 被災者の避難支援
- (二) 医療及び助産
- (三) 被災者の救出
- (四) 飲料水の供給
- (五) 死体の捜索
- (六) 死体の処理
- (七) 救済用物資の整理配分

2 応急救助のために支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用をする期間は、知事が当該救助の実施を必要と認める期間以内とする。

別表第2(第13条関係)

実費弁償の限度

一 災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者

1 日当

- | | | |
|--------------------------------------|---------|-----------|
| (一) 医師及び歯科医師 | 1人1日当たり | 23,100円以内 |
| (二) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 | 1人1日当たり | 16,700円以内 |
| (三) 保健師、助産師、看護師及び准看護師 | 1人1日当たり | 17,900円以内 |
| (四) 救急救命士 | 1人1日当たり | 14,700円以内 |
| (五) 土木技術者及び建築技術者 | 1人1日当たり | 16,800円以内 |
| (六) 大工 | 1人1日当たり | 15,700円以内 |
| (七) 左官 | 1人1日当たり | 14,900円以内 |
| (八) とび職 | 1人1日当たり | 14,900円以内 |

2 超過勤務手当

前記1の(一)から(八)までに掲げる者のそれぞれの日当額の21日分を給料月額と、その者の1週間の勤務時間を38時間45分とみなして職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号)第16条の規定により算出した勤務1時間当たりの給与額に基づき、同条例第13条の規定により算出した超過勤務手当の額に相当する額

3 旅費

福島県旅費条例(昭和28年福島県条例第24号)の知事等以外の職務にある者が同条例の規定により支給を受ける旅費額に相当する額

二 災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額

様式〔略〕

61 被害の認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が、原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することが、出来ないが死亡したことが、確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	1つの建築物をいう。主屋より延面積の小さい建築物(同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付属している場合は、同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付属しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が、別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもので、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住できないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

62 災害報告様式

62-1 公用負担命令書

第 号	
公 用 負 担 命 令 書	
1 目的物 種類 ○ ○ ○	数量 ○ ○ ○
2 負担内容	使用、収用、処分
年 月 日	
様	
鏡石町長	氏名 ㊟
事務取扱者	氏名 ㊟

62-2 公用負担命令権限証

公 用 負 担 命 令 権 限 証	
上記の者に災害対策基本法第71条の規定の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
鏡石町長	氏名 ㊟

62-3 被害状況報告書

(1) 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被害状況報告書											
災害の種類											
災害の発生場所		鏡石町									
災害の発生日		年 月 日 時 分									
報告の期限		日 時現在			発信時刻			時 分			
発 信 者					発 信 者						
発信担当者					受信担当者						
ア	人的 被害 り災 総数	戸数(棟)	()戸	セ	被害	一部 破損	戸数(棟)	()戸	非住家 被害		
イ		世帯数	世帯	ソ			世帯数	世帯			
ウ		人員	人	タ			人員	人			
エ		死者	人	チ		床上 浸水	戸数(棟)	()戸			
オ		行方不明	人	ツ			世帯数	世帯			
カ		負 傷	重傷	人			テ	人員	人		
キ			軽傷	人		ト	床下 浸水	戸数(棟)	()戸		
ク	住家	全 壊	戸数(棟)	()戸	ナ	全壊(焼)					
ケ			世帯数	世帯	ニ			人員	人		
コ		焼	人員	人	又	半壊(焼)					
サ		半 壊 焼	戸数(棟)	()戸	ネ	半壊(焼)					
シ			世帯数	世帯	ノ	被害総額		千円			
ス			人員	人	ハ	消防団出動人員		人			
応急措置 状況・そ 他の											

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所		鏡石町		
災 害 の 発 生 月 日		年 月 日 時 分		
報 告 の 期 限		日 時現在	発信時刻	時 分
発 信 者		発信者		
発 信 担 当 者		受信担当者		
ア	被 害 戸 数	全 壊	戸	
イ		半 壊	戸	
ウ		床 上 浸 水	戸	
エ		床 下 浸 水	戸	
オ	り 災 人 口	人		
カ	赤 痢 患 者 発 生 数	真 性	人	
キ		疑 似	人	
ク		保 菌	人	
ケ		死 者	人	
区	分	単 位	数 量	被 害 額
コ	公 衆 衛 生 施 設	上 水 道		千円
サ		簡 易 水 道		
シ		し尿浄化槽		
ス		塵芥処理場		
セ		隔 離 病 舎		
ソ				
タ		計		
応急措置状 況・その他				

(3) 農林水産関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書									
災 害 の 種 類									
災 害 の 発 生 場 所		鏡石町							
災 害 の 発 生 月 日		年 月 日 時 分							
報 告 の 期 限		日 時現在		発 信 時 刻		時 分			
発 信 者						発 信 者			
発 信 担 当 者						受 信 担 当 者			
区 分		件 数			数 量		被害額(千円)		
ア	農 地	田	流失埋没						
イ			冠 水						
ウ		畑	流失埋没						
エ			冠 水						
オ		再 掲	果 樹 園						
カ			桑 園						
キ									
ク	小 計								
区 分		流失埋没	土砂流入	冠 水	浸 水	その他	計(ha)	被害額(千円)	
ケ	農 作 物 等	主要食糧農産物							
コ		そ 菜 類							
サ		果 樹							
シ		葉 た ば こ							
ス									
セ									
ソ	小 計								
区 分		件 数			数 量		被 害 額(千円)		
タ	家 畜 関 係								
チ									
ツ									
テ									
ト	水 産 関 係	生 産 施 設							
ナ		そ の 他 の 施 設							
ニ		水 産							
ヌ		小 計							
ノ	林 業 関 係	林 道							
ハ		林 産 物							
ヒ		林 業 施 設							
フ		小 計							
ホ	治 山 関 係	崩 壊							
マ		地 す べ り							
ミ		治 山 施 設							
ム		小 計							
モ	農 業 用 施 設 関 係	溜 池							
ヤ		頭 首 工							
イ		水 路							
ユ		堤 と う							
エ		道 路							
ヨ		橋 り よ う							
ラ		揚 水 機							
リ									
ル	小 計								
応急措置状況									
その他									

(4) 商工関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書			
災 害 の 種 類			
災 害 の 発 生 場 所	鏡石町		
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日 時 分		
報 告 の 期 限	日 時現在	発 信 時 刻	時 分
発 信 者	発 信 者		
発 信 担 当 者	受 信 担 当 者		
	区 分	件 数	被 害 額(千円)
ア	鉱 業		
イ	工 業		
ウ	商 業		
エ			
オ	計		
応 急 措 置 状 況 その他			

(5) 土木関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書							
災 害 の 種 類							
災 害 の 発 生 場 所	鏡石町						
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日 時 分						
報 告 の 期 限	日 時現在	発 信 時 刻	時 分				
発 信 者	発 信 者						
発 信 担 当 者	受 信 担 当 者						
区 分	県工事		市町村工事		計		
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	
ア	河 川						
イ	砂 防						
ウ	道 路						
エ	橋 りよ う						
オ							
カ							
キ							
ク							
ケ	計						
応 急 措 置 状 況 その他	<p>※被災箇所の一覧表を添付すること。</p>						

(6)教育関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所	鏡石町			
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日 時 分			
報 告 の 期 限	日 時現在		発 信 時 刻	時 分
発 信 者			発 信 者	
発 信 担 当 者			受 信 担 当 者	
	区 分	単 位	数 量	被 害 額(千円)
ア	中 学 校			
イ	小 学 校			
ウ	幼 稚 園			
エ	小 計			
オ	社会教育施設			
カ	文 化 財			
キ				
ク				
ケ	合 計			
応 急 措 置 状 況 その他				

(7)その他

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所	鏡石町			
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日 時 分			
報 告 の 期 限	日 時現在		発 信 時 刻	時 分
発 信 者			発 信 者	
発 信 担 当 者			受 信 担 当 者	
	区 分	単 位	数 量	被 害 額(千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
応 急 措 置 状 況 その他				

(8) 世帯別被害等調査表

調査責任者氏名 _____

(_____ 地区)

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

被災世帯主氏名	被害状況							被害										調査								備考																	
	人的被害				住家の被害			世帯構成										学童数		応急仮設住宅		住宅応急修理		課税状況			他施設活用状況			親戚等の援助													
	死亡 (人)	行方不明 (人)	重傷 (人)	軽傷 (人)	全壊・流失	半壊	床上浸水	床下浸水	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上 (人)	中学生 (人)	小学生 (人)	応急仮設住宅	住宅応急修理	非課税	均等割	所得割		各種貸付資金	住宅金融公庫	自作農維持資金等		その他												
計																																											

(9) 県への報告様式

[概況・中間・確定]

災 害 名		被 害 状 況		
			被 害	被害地区・被害形態等
即 報 (第 1 報)	人的被害	死者		人
月 日 時 分現在		行方不明者		人
確 定		負傷者	重傷	人
			軽傷	人
月 日 時 分現在	住 家 被 害	全 壊		棟 世帯 人
報告時間		半 壊		棟 世帯 人
月 日 時 分現在		一 部 破 損		棟 世帯 人
管 内 名		床 上 浸 水		棟 世帯 人
報告者名		床 下 浸 水		棟 世帯 人
災害対策本部		公 共 建 物		棟
設置 月 日 時 分		そ の 他		棟
解散 月 日 時 分		道 路 被 害		件
水 防 本 部		そ の 他		
設置 月 日 時 分		そ の 他		
解散 月 日 時 分		そ の 他		
消防職員出動延人数		そ の 他		
人	そ の 他			
消防団出動延人数	そ の 他			
人	そ の 他			
	そ の 他			
	そ の 他			

特 記 事 項 (被 害 状 況 の 詳 細 等)

避 難 勧 告 ・ 避 難 指 示 等

時 間 帯	避難	世帯数	人	地区名	勧告・指示理由、避難場所等
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				

※「避難勧告」の場合は①を、「避難指示」の場合は②を入力すること。

特 記 事 項 （ 被 害 状 況 の 詳 細 等 ）

62-4 避難状況調

避難指示					避難			備考
月日時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難期間	

62-5 リ災者救出状況記録及び修繕簿

年月日	救出地区	救出人員	救出用機械器具				修繕				備考
			名称	数量	所有者氏名	金額	故障月日	故障の概要	修繕月日	修繕費	

注 1 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。

2 修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

62-6 リ災者救出用機材器具燃料受払簿

品名	年月日	購入先、払出先	受			払数量	残数量	備考
			数量	単価	金額			

62-7 避難所用消耗機材調達先

商店名	責任者氏名	電話	所在地	在庫場所	保有車両			品名	単価	即時調達可能数	備考
					大	中	小				

62-8 避難所受入者名簿

鏡石町〇〇避難所

住所	世帯主	世帯人員	避難所受入れ期間								
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	

62-9 避難所受入台帳

鏡石町〇〇避難所

責任者 認印	月日	受入 人員	物品使用状況		記 事	備 考
			品名	数量		
					(例)月 日 AM8:00〇〇学校体育館を避難所として〇〇が責任者となる。20 世帯 100 人を受入れ	

(注)1 「受入人員」欄は、当日の最高受入人員を記入し、受入人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。

2 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を受入れしたときは、その氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

62-10 避難所用物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				概要(受入(購入)払出し先)	払出し 数量	残数量	備考
		単位	単価	金額	数量				

62-11 避難所設置及び受入れ状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実員数	開設日数	延人員	備考
				人	日間	人	

(注)1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

62-12 避難所開設用施設及び器物借用簿

名称	品名(施設)	数量	期間	1日当借上費	金額	所有者(管理者)氏名
〇〇避難所						

62-13 水防活動報告書

令和 年 月 日
作成責任者 ㊞

出水状況	警戒水位							m	
	川								
	雨量							mm	
水防実施箇所	左岸							地先	m
	川								
	右岸							地先	mm
日時	自	月	日	時	至	月	日	時	
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所								
	m								
	工法								
水防の結果		堤防	田	畑	家	鉄道	人口	その他	
	効果	m	m ²	m ²	戸	m	人		
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	人		
使用資器材	土のう袋					居住者の 出動状況			
	俵、かます								
	縄					水防 関係者の 死傷			
	丸太								
	その他						雨量水位 の状況		
水防活動に関する自己批判									
備考									

62-14 死体搜索状況記録簿

年月日	搜索地区	搜索死体	搜索用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

(注) 搜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

62-15 死体搜索用機械器具燃料受払簿

品名	単位呼称				
年月日	摘要	受	払	残	備考

- (注) 1 「摘要」欄に購入先、または受入先及び払出先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価、及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

62-16 死体搜索用機械器具修繕簿

機械器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注) 「故障の概要」欄は故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

62-17 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			死体一時保存の場所及び保存の期間	備考
			住所氏名	年齢	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		

62-18 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
			住所氏名	年齢	死亡者との関係	住所氏名	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	

- (注) 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。

- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

62-19 炊き出し給与簿

鏡石町〇〇炊き出し場

責任者氏名 ㊞

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夜				
	朝				
計	昼				
	夕				

(注)1 炊き出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。

2 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。

3 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

62-20 食料品現品給与簿

給与年月日	給与人数	食数	給与物品内訳				受領者					備考	
			米	乾パン	缶詰		住所	世帯主氏名	家族数	受領印	避難先市町村名		
	人	食	kg		個				人				

62-21 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				摘要 (受入、購入、払出先)	払出数量	残数量	備考
		単位	単価	金額	数量				

62-22 炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者 (管理者) 氏名	使用炊出所の名称	備考

62-23 世帯構成員別被害者状況調

年 月 日 時現在第 号

世帯構成員別 被害者	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	10 人 以 上 世 帯	計	小 学 校	中 学 校
	全 壊 (焼)													
流 失														
半 壊 (焼)														
床 上 浸 水														

(注) 全壊(焼)、流失及び半壊(焼)、床上浸水別、大人、小人、及び男女別%を報告のこと。

62-24 救助物資購入(配分)計画表

種 別 品 名	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計		
	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	数 量	世 帯 数	

(注)1 本表は全焼等と半焼等を分けて作成すること。

2 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品目の所要数となる。

62-25 救助物資受払簿

品名	月日	受入数量	購入の受入先、払出先	支払数量	残数

62-26 救助物資引継書

輸送責任者職氏名 印
受領責任者職氏名 印

救助用の物資を次のとおり引継ぎました。

記

1 引継月日

2 引継場所

3 品目数量 次のとおり

車両番号 号

品名	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由、その他

62-27 飲料水供給記録簿

供給年月日	供給地区	供給水量	対象人員	給水用機械器具		所有者 (管理者)氏名	金額	備考
				名称	数量			

(注)1 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差支えない。

2 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借入額を記入すること。

62-28 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品名	単位呼称				
年月日	摘要	受	払	残	備考

(注)1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

3 最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

62-29 給水用機械器具修繕簿

給水用機械器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注)「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

62-30 医療救護班編成及び活動記録簿

期間	町名	診療患者数	死体検案数	班の編制	班長職氏名	備考
月 日から 日間 月 日まで	鏡石町	内科 名 外科 名		医師 名 薬剤師 名 看護師 名 その他 名	病院	

- (注)1 「診療患者数」欄は、延人員数を記入すること。
 2 「班の編制」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。
 3 助産を実施した場合も記入すること。
 4 死体の処理をした場合も記入すること。

62-31 医薬品衛生材料受払簿

品名	単位呼称	受	払	残	備考
年月日	摘要				

- (注)1 「摘要」欄に購入先または受入先及び払出し先を記入すること。
 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

62-32 医療救護班出動編成表

○○医療救護班

職名	氏名	期日	自	月	日	時	分
班長		期日					
班員			至				
		場所					
		摘要					

62-33 医療救護班診療記録簿

〇〇医療救護班
班長医師氏名印

年月日	住所	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考

62-34 医療救護班医薬品衛生材料使用簿

〇〇医療救護班
班長医師氏名印

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単価	摘要	受 払 残			備考

(注)1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。

- 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
- 3 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

62-35 病院診療所医療実施状況

村名	診療機関名	診療機関	診療人員		診療報酬 点数	金額	備考
			入院	通院			

(注)1 「診療人員」欄は、延人員数を記入すること。

62-36 被害状況報告書〔防疫関係〕

受信者氏名		受信日時	年	月	日	時	分
送信者氏名		所属部課名					

発生年月日	年	月	日	月	日	時現在の状況	災害の状況	
-------	---	---	---	---	---	--------	-------	--

被害の概要、発生患者数等

地区名	全戸数	全壊	半壊	流失	床上浸水	床下浸水	計	被害率	そ族昆虫駆除の地域指定の要否	代執行の必要の有無	災害救助法適用の有無	発生患者数					備考
												患者	疑似	保菌者	計	死者	

62-37 防疫活動状況報告書

報告機関名

約束番号		1				2				3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
月	区 分	赤痢患者 発生数				前年同期 赤痢患者 発生数				防 疫 活 動 を し て い る 市 町 村 数 (応 援 を 除く)	防 疫 活 動 を し て い る 保 健 所 数 (応 援 を 含む)	保 健 所 職 員 (雇 上 職 員 を 含む) の 防 疫 活 動 従 事 者	本 庁 職 員 (雇上 職 員 を 含 む) の 防 疫 活 動 従 事 者	清 潔 方 法 を 行 っ た 戸 数	消 毒 方 法 を 行 っ た 戸 数	そ 族 昆 虫 駆 除 を 行 っ た 戸 数	伝 染 病 予 防 法 に よ る 家 庭 用 水 の 供 給 を 受 け た 人 員	災 害 救 助 法 に よ る 飲 料 の 供 給 を 受 け た 人 員	検 病 調 査 人 員	細 菌 検 査 実 施 件 数	集 団 避 難 所 数	集 団 避 難 所 の 収 容 人 員	備考	
		真症	疑似	保菌 者	死者	真症	疑似	保菌 者	死者															
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
/	当日																							
	累計																							
計	週間																							
	累計																							

62-38 障害物除去の実施状況記録簿

住家被害 程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき 状態の概要	除去に要 した期間	金額	備考

62-39 障害物除去該当者調

番号	り災 台帳 番号	住所	氏名	職業	家族 数	左の内 稼働力 者数	生活程度 (上・中・被 保護)	被害程 度	障害物除去予 定箇所	備考	実 施 有 無

62-40 応急仮設住宅入居該当者調(入居者台帳)

番号	り災 台帳 番号	氏名	職業	住所	家族人員		生 活 程 度	摘 要
					人員数	同 上 中 稼働力者		
1								
2								
3								
4								
5								
6								

62-41 被災教科書調及び教科書学用品交付簿

り災 台帳 番号	児童 氏名	中・小別	学年	保護者 (世帯主)	受領印	教科書										学用品			

(注)本表は学年別に分けて作成すること。

62-42 学用品購入(配分)計画書

学 品 名	小中	小学生			中学生			合計		備考
	区分	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	数量	金額	
	単価									

62-43 学用品受払簿

品名	月日		受入数量	摘要	払出数量	残

62-44 教科書購入(配分)計画表

教科 書名	学年	1年			2年			3年			合計		備考
	区分	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	金額	
	教科												

62-45 ボランティア受入名簿

避難所名 _____

住所	氏名	生年月日	年齢	性別	ボランティア 作業内容

63 鏡石町地域防災計画修正の経緯

昭和 38 年度計画作成要領

(1) 災害応急対策計画について

昭和 38 年度計画の作成に当たっての基本方針は次のとおりである。

災害応急対策については、つとめて町の地域に係る防災の関係機関が応急的対策を実施する際の実態の把握と活用の方法を事項別に分類して定め、併せて災害応急対策の実施体制の確立と責任体制の明確化に努めた。

(2) 災害予防計画について

災害予防計画は防災諸対策のうち災害の発生を未然に防止しようとする事即ち災害予防措置の促進を図ることにあるので本計画は主として消防計画を中心として作成した。

昭和 50 年度計画の修正

昭和 50 年における修正については、昭和 38 年度計画の抜本的改正を行い、各種対策の充実強化を期した。

昭和 53 年度計画の修正

昭和 53 年度における修正は地震対策の整備強化を図るとともに本計画をより活用しやすくするため計画編、資料編に分けて加除式に改めた。

昭和 57 年度計画の修正

訓練に関する計画に災害通信連絡訓練及び総合防災訓練を新たに加えたほか、避難所として第 1 小学校及び中学校の増設を図った。また、通信手段として防災行政無線を新たに加えた。さらに、資料編の整備を図るとともに、新たに火災発生時における通報出動要領、火災の発生状況、災害の発生状況を加えた。

昭和 61 年度計画の修正

昭和 61 年度における修正は、第 2 小学校跡地に建設された成田保健センターを避難所に加え、計画全体の文言、文字等の整理訂正を施した。

平成 9 年度計画の修正

阪神・淡路大震災を教訓に、計画全体の再点検を行い、震災対策を重点的に見直し、「章」建てとして編成した。

平成 10 年度計画の修正

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱に県・自衛隊・警察・消防本部を加え、災害救助法の適用計画において、県が町に委任している業務を明確に記載した。

また、資料編のデータを更新した。

平成 14 年度計画の修正

機構改革及び字名称の変更に伴う修正を行うと共に、計画全体の文言、文字等の整理訂正を実施した。また、資料編のデータを更新した。

平成 16 年度計画の修正

機構改革に伴う修正を行なうとともに、文言、文字等の整理訂正を実施した。

また、資料編のデータを更新した。

平成 25 年度計画の修正

東日本大震災や原子力発電所の事故を教訓に、また、災害対策基本法の改正及び国、県計画等の見直しに伴い、全体の計画を見直した。また、資料編のデータも更新した。

令和 2 年度計画修正

関係法令の改正及び国、県の計画等の見直しに伴い全体計画を見直し、水防計画を防災計画の一部とした。資料編のデータも更新した。

鏡石町地域防災計画

発行 令和3年 3月

編集発行 鏡石町総務課

〒969-0492

福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345

TEL 0248 (62) 2111
